

## 長野県治水・利水ダム等検討委員会 第12回黒沢川部会 議事録

日 時 平成14年11月15日(金)午前9時30分から午後1時  
場 所 三郷村公民館 講堂  
出席者 高橋部会長以下16名(大熊委員、藤原委員、平林特別委員 欠席)

事務局(治水・利水検討室長)

おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから長野県治水・利水ダム等検討委員会、第12回黒沢川部会を開会いたします。開会にあたりまして、高橋部会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

高橋部会長

おはようございます。秋がなくて冬になったというような季節でございまして、異常なのでしょうか。非常に朝晩めっきり冷え込んでまいりました。皆様時節がら大変お忙しい中、第12回の委員会にご出席いただき大変ありがとうございます。前回の部会では、財政ワーキングからのご報告がございました。具体的な三案について検討委員会において審議してから部会で報告することになりました。後程報告をしたいと思います。過日行われました、委員会においての内容が審議されたわけですが、後程報告を申し上げたいと思います。また部会案の実現性の観点から農業用水について、関係の土地改良区の方々から水利権の状況などについてご説明をいたすということになっておりまして、事務担当者の方々のお骨折りをいただきまして、本日もご説明をいただくことになりました、ありがとうございました。部会報告を取りまとめるにあたりまして、皆様のご意見、また公聴会でのご意見等を尊重しながら委員会へ報告して参りたい、とこのように思っております。建設的なご意見をよろしくお願ひいたしたいと思います。審議の過程でどうなりますかわかりませんが、公聴会を前にいたしまして、詰めの議論となると思っております。ご協力のほどをお願いいたします。

事務局(治水・利水検討室長)

ありがとうございました。本日の出席委員ですが19名中16名でございます。条例の規定によりまして、本部会は成立いたしました。特に資料は配ってございません。それでは議事の方へ入っていただきたいと思います。部会長、進行の方よろしくお願ひしたいと思います。

高橋部会長

それでは本日の議事録署名人は宮澤委員と藤野委員のお二人にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。本日は農業用水について、関係土地改良区の方々からお話をいただき、また11月5日に行われた検討委員会の状況を報告した後、公聴会へ示す部会案を取りまとめたいと考えておりますので、お願いを申し上げます。まず農業用水についてですが、前回までの審議の中で中信平農業用水の水利権についてのご意見をいただくこととし、関係土地改良区へお願ひいたしました。本日は大変お忙しい中お越しいただきました関係土地改良区の方をご紹介いたし

ます。長野県中信平土地改良区連合事務局長の山田様でございます。それでは中信平の農業用水の水利権についてご意見をいただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。なお山田様におかれましては恐縮でございますけれども、委員からの質問等に対してお考えをいただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

中信平土地改良区連合 山田事務局長  
何をお話したら。

高橋部会長  
水利権の状況、全体の水利権の状況を。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

ただ今ご紹介いただきました、中信平連合事務局の山田でございます。日頃は当改良区の運営にそれぞれのお立場でご協力いただきましていることに対しましてこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。また、今日の部会の委員の皆様方、私この問題を新聞紙上で見ているだけで全く知らない訳でございます、今委員長さんの方から水利権の内容ということもちょっと聞かれたのですが、新聞紙上の中だけの頭の中で、連合という立場で水の元締めといえますか、そこを管理している立場でちょっとお話をさせていただくというこんな程度でお願いをしたいと思います。その前にですか、その新聞紙上の中で、水を他の施設、言うなら中信平の用水を利用したらというようなことが部会案としてまとまったというようなことで前回出たのですが、これの内容について私はどうこうないのですが、私は改良区の立場で、この間も連合の理事会の中で、「山田、そのことに対して返事したのか。」と、「いやとんでもないそんな話もあった訳じゃありませんよ。」というそんなような誤解もありましたことがちょっと残念だと思っております。その点についてはちょっと一言皆様方にお話しておきたいと思ひます。なお水利権につきましては私どもの使っている水というのは、農業用水のみでございます。農業用水として、建設大臣、今で言う国土交通省ですな国土交通省の大臣から農林大臣がいただきます。建設大臣が権利者ですから建設大臣が農林大臣へ水利権を与えたものを農林大臣から私どもは管理を委託されているということで、全く権限を持っているわけではなくてそれを全ての管理を行っている、こういう状況でございます。その管内は私ども約 12,000 人ほどの組合員がございまして、面積で 10,691ha とこういうことで事業が始まってその約 59 t の水をいただいております。これは全て農業用水として使うものでございます。で皆さん方の協議していただいているのはまったく私どもの違う管内から管内の水を引くためにこちらから引っ張っていったらどうかというような案のようでございますが、それにつきましては私どもの改良区なりがまったく言うことではありませんからあらゆるルートを使っていた中で最終的に連合に対して、これは中信平左岸の土地改良区のみならず内部問題でございますが、そちらから連合に対しましてなんとか水を持って行ってやることはできないかと、その段階になったところで私どもはもちろん考えることであって今からいけないうことじゃありませんが、今持っている 59 t の水というのはあくまでも 10,691ha に必要な水ということで建設大臣からいただいたものでございます。したがって

それ以外のものを、ということになれば当然新たに上乘せの水量を、たとえば皆様方が行って話をしてもらって来たものを頭首工から取り入れてくれないかと、こういうことになれば話は別です。そうなりますと頭首工自体も当時 12,000 人の組合員が当初建設したといえれば大袈裟ですが、それをたとえばお貸しするかということも 12,000 人の組合員の判断にもちろんなりますし、もちろん補助金もありますから、県知事だとか国の方の話もありますが、いずれにしても使って当然だということはまずそこまでは一気に持って行ってはちょっと困るじゃないかと、こんなふうに思っております。私個人といたしましては対極的にそういう事態になったらそれはもちろんある水で、できるものならそれは当然いいとは思いますが、それまでには相当の色々な問題をクリアしていかなきゃ出来ないということだけはご理解をいただきたいと思っております。そんな状況でございますがちょっと一方的で申し訳ありませんが、それともう一個言っておきたいのは、よしんばもしそれに上乘せで OK ということになったとしても優先権の問題だけは残ろうかと思っております。ですから私どもの今ある 10,691ha の水を不自由してまでとか上乘せにしたとしても優先権というものはやっぱり残ろうかと、こんなこともありますから、大変物議をかもし出すといえますか大きな問題になろうかと思っておりますが、以上ごく簡単でございますが、よろしくお願いいたします。

高橋部会長

はい、大変ありがとうございました。皆さんの方からご質問、はい、どうぞ。

青木特別委員

青木です、おはようございます。中信平の方にはお忙しいところ来ていただきまして、ご苦勞様です。私の個人的なことなのですが、田んぼも畑もありますので中信平には大変お世話になっております。それで中信平のことはほとんど分かってないという状態でお聞きますので質問がちょっと的外れかもしれませんが、今四割減反ということで使っている水の量って言いますかそういうのが減っているというようなこと、利用者が少ないといえますかね量が少ないってことはないでしょうか。それから量が減っているということで新規の方を歓迎するってというようなそんなようなお考えといえますか、そういうようなことはないでしょうか、ということと、それから今頭首工の工事の見直しを行っているということで、新たに中信平から用水を取水されるというような、そんなようなところってということはないでしょうか。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

青木委員の言われました一点の四割減反というならば水が余っているじゃないかと、それでどうかということですがあくまでも私どもは 10,691ha の水田なり畑が全部使えるという水ですから、余っている間にたとえばしゃあくで汲んでくだとかそういうことに関してはかまいませんから、ただ権利として当然与えることは当然できないと思っております。今余っているから権利でいいですよってことはできないと思っております。もう一点はなんでしたっけ、減っているから新規者を歓迎するかっていうね、これも今言ったように 12,000 人の組合員がどう判断するかということで、やはり水というのはそれぞれが末端まで行かなきゃいけないということで、皆さん尊いものもっ

ていますから、たとえばこの小倉地区でやりますとたとえば今井だとか塩尻、じゃあ私たちもこういうものだという、そういうふうに広がっていた時にとてもじゃないがいうならどっちが本家だか新宅だか分からなくなっちゃうってというようなそういう感じもありますから、決してやらな  
いってわけじゃありませんが、あくまでも私ども組合員に潤沢に渡る水を管理している立場です  
から、新規者を歓迎するとかしないってことはまったく考えておりませんが、ちょっとその質問  
にはお答えができませんが。

青木特別委員

もう一つ。新たに取水するっていう所はないでしょうか。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

新たに取水っていうのは、私どもの施設を使って新たにですか。

青木特別委員

そういうことだと思いますけど。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

ないですね。

青木特別委員

穂高町の中原土地改良区という所が 20ha、この見直しの中で取水するっていいですか、そ  
ういうお話があると聞いているのですけど。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

私、直接穂高の中信左岸の方の担当じゃありませんので細かいことは分かりませんが、知っ  
ている範囲でいきますと、穂高の場合はこの事業で、ある地域に用水補給ということで、水利権を  
穂高町がなんとか確保するためにやっている、ですからそれも新たっていいですか用水補給と  
いうことで上乗せするというで水利権を取っております。

青木特別委員

それは穂高町の中で行っているのだからというように考えてよろしいでしょうか。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

中信平左岸の中の内部問題ですが、穂高のたぶん豊里開田だとかあの辺は当時開田でポンプア  
ップしていたのですが水が無かったと、で中信平の水が行く時にその水をぜひ分けてもらいたい  
ということで、それも地域としてカウントした権利用水、それがその中原地区も今度はそのエ  
リアに広げているという、こういうことだと思います。

青木特別委員

今までは拾ヶ堰土地改良区から取水していたのが今度は中信平からもらうようになったというお話を聞いておりますけど。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

ですから単なる用水補給だと思います。なかなか権利ってのはそれぞれの川の水の権利があって、もし梓川の水もたとえば拾ヶ堰で取っていた方が梓川から取るとなると拾ヶ堰の水利権を放棄して私の方へ来ますから逆に拾ヶ堰の水利権は減るという、あのそんなに甘いものじゃなくて両方から取るなんてこともできないし、ちょっと質問と若干ずれて申し訳ありませんが。

青木特別委員

実際にはそういうことはあるということですね、用水補給にしても。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

あるということはそれは当初中信平事業の当初からもうそれを計算してやっているということで後の追加ではまったくありません。

高橋部会長

よろしいですか、はい、久保田委員。

久保田特別委員

先ほど事務局長さんからお話がありましたけども、初めがちょっとおかしいと思うのですが、部会の案を連合さんの方に、今こういう状態だと、そういうのを事前に説明して、それに対してどうかって話でなければ、事務局長さんも何を話しているかわからないと思うのですが、それはされてないわけですか。

高橋部会長

事務局の方で、してないわけね。

久保田特別委員

そんな失礼なことしているわけですか。

高橋部会長

実はですね、その辺も私もQ & Aにしましょうとかいう話もしてみたのですが、当然、前々から言っていますようにここで答えは出ないというのははっきりしているわけですよ、先ほどの説明の中で、ですから言葉悪いですけども感触を得ましょうということ、それ以上部会として突っ込めないでしょうというのが当初から私が言っているように、これが絶対だというお話はいただけないという前提の中で、じゃあ今の実態はどうでしょうかということを説明をいただいて、

その感触を得た上で皆さん委員が審議していただくという形にしたわけです。

久保田特別委員

はい、わかりました。それでは続いて質問します。先ほど事務局長さんがですね、土地改良区の水はあくまでも農業用水ですと、そういうお話がありました。今この部会で検討しているいわゆる部会案はですね、南小倉地区の農業用水の他に雑用水ですねいわゆる生活用水も左岸土地改良区からもらうのだと、そういう話になっていますけども、いわゆる雑用水については農業用水と違いますから、私素人なりの考えでいきますとこれは土地改良区さんの方からは供給できないのじゃないかと、これは先ほども農水大臣が水利権をもらっているという話ですけども、いわゆる水利権を取っている目的外使用になっちゃうので、言ってみれば河川法違反になるのじゃないかと、私はこう思いますけども、そこら辺はいかがでしょうか。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

はい、河川法の違反までは私はちょっと言えませんが、今久保田さんの言われるようにあくまでも農業用水ということで今いただいております。したがって今この二木のこの辺も川に水が流れておりますが、これ普通の方は冬期用水だとか防火用水程度に思っていると思いますが、これも冬場のたとえばハウス栽培だとかそういうもので冬でも農家が使えるということのカウントの中で農業用水として流していると、こういうことで解釈をいただきたいと思います。ただ南小倉のその地帯が雑用水を云々ということになると、これはまたまったく全然違う話だし、私ども当然その話になってくると到底乗れないじゃないかと、いう私の今の感じですが、そんなお答えにさせていただきます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

務台特別委員

はい、ご苦労様です。私、梓川左岸の水田の方で灌水を利用させてもらっています、それから畑の関係ではスプリンクラーで散水、あるいは畝間灌水とこの三色で今のダムの水を使わせていただいております。そこで今年はなかったけれども過去の経験からして、この畝間灌水の水を長く使うことは避ける、あるいは水田についても何時間おけというようなことで、かなりの水の取水制限があったと思います。こういうような状況からして、現在ではかなりの水が不足しているだろうと、その干ばつ期には、ある時期によっては、こういうように思います。そこで今度頭首工が改良されて水が多く取れると、こういうようなことになった場合でも現実には奈川ダムの水もこの渇水期には今までは不足したと、こういう状況があったと思いますが、その辺で今までの渇水の時期についての水の量についてちょっとお伺いしたいと思います。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

今の務台委員さんのあれですが、まあ確かさき言ったように潤沢に割とあるようですが農家

組合にとってみると無い時に心配だからなかなか権利を皆さんに誰にでもどんどん与えちゃうことはできないと、ですからあくまでも 12,000 人の組合員がですね、無い時にも新たにそこへ分けてやってもいいという理解を得るのに大変じゃないかということをまず言うておきます。そんな状況ですがいいですか。

高橋部会長

その他、はい、どうぞ。

丸山特別委員

一つですね、これは今日出席している委員の皆さん方、土地改良区の組織についてもうちょっと説明していただきたい。というのは今日山田さん、連合ということでおいでいただいているんですが連合の下にはいくつもの土地改良区あると思うのです。で 12,000 人の土地改良区の状況についてお話をお聞きしたい、というのはやっぱり土地改良区というのはなかなか私もタッチしている立場で見えてきますと非常に複雑な組織だというように思っていますので、その辺のお話を一つお願いしたいのと、もう一つは三郷村には今の梓川左岸土地改良区とそれから旧南小倉土地改良区が関係しているわけですがけれども、せんだっての新聞発表以降私の所にもかなりいろんな意見が出されているのです、正直今山田参考人が言われたように、私らなんにも聞いてないと、それなのになんでそういう話が進むのかというようなこともお聞きしていますし、梓川土地改良区左岸の皆さん方またあの、このことについてはぜひ意見を聞かせてくれというようなお話も聞いております。それから南小倉土地改良区も黒沢の権利はゼロになるというようなことについては非常に不安を持っているわけです。その辺について正直申し上げて三郷村の中でかなりそういった意味の混乱はするのじゃないかなと思っているのです、ですからいたずらにその辺の所がですね話が混乱することのないようお願いしたいのですけれども、一応そういう意味で山田参考人からはその辺のお話をお聞きしたいのと、それから現在頭首工の改修を行っているわけですがけれども、これについてはやはり水量の見直しというようなことで水田面積が減っているというようなことでカウントされているというような噂も聞いているのですけれども、その辺の所もちょっとお話しただければというように思っております。で全体的には、そういった状況の中で先ほどおっしゃられたように農林大臣が建設大臣と協議してこの水利権を取るといようなことのようにですけども、そういったことが土地改良区の山田さんの立場で見ても可能かどうかというようなことを推測で結構ですからお話しいただきたい。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

先ほど務台委員と今丸山村長さんのお話だぶった分だけ先に説明させていただきますが、水利権ですね、当時は 10,691ha ということでいただいてそしてそれ以降にだいぶ面積も減って来まして、それで私も今度頭首工を改修、二期工事でやる訳ですが当然その時には建設大臣は今減っている面積はカウントから落としまして水量をようするに減らしちゃうと、ということで今交渉をしております。したがってさっきから 59t ということで言っていますが、今度話が出るのはたぶん今の段階では 3t 強の減で 56t 代が最大水量ということで定められることになっており

ます。で水利権しているのは基本的には 10 年に一ぺんずつの見直しをしまして、建設大臣がその都度その都度、ようするにやるほど水利権はもう減っていったらと、ようするに開発分だけは減ってくと、こういうような仕組みになっております。で今村長さんの言われる、連合の組織でございますが、当時は田んぼ地帯、昔は田んぼだけですから田んぼ地帯の 5,000ha、これが私も今所属している長野県梓川土地改良区と申しますがおおむね 5,000ha のこの地域を潤すための水だったと、でこれをですね当時の長野県知事、千葉知事ですか、のころですが、なんとかこの山地帯にこんな裕福な水をなんとか水を広げろというようなことで長野県の西部開墾計画ということで大事業を企画したわけでございますが、それが後ほどになりました中信平農業水利事業ということで北は天満沢まで南は塩尻の洗場まで、なんとかその水を持って行くということでこの事業をみんなが賛同してやると、これが最終的に 5,000ha あった水田が 10,000ha まで開発したと、こういう実態でございます。したがってあくまでも全てその面積によって水をいただいているものですし、当初の頭首工の建設も昭和 18 年の戦争中に県営で始めていただきまして、途中農地開発営団が引き継いでいただきまして物資の無い時に農家組合員がお金を出し合ったりして出来た、最終的には昭和 25 年に農林水産省が仕上げていただいたということで現在は農林省の施設と、したがって農林大臣が建設大臣から水をもらっていると、こういう形になっております。そんなことで改良区も徐々に膨らんで来たのですが、もうこれがめいっぱい開発の範囲だということで農林大臣もここまでだということでこの事業が進んで来た、こういう実態でございます。質問に対してずれていてまことに恐縮でございますが。

高橋部会長

よろしいですか。

丸山特別委員

土地改良区でね私もおぼろげながら分かっていることですが、たとえば土地改良連合の中には左岸右岸それから梓川、色々ありますよね、ずっと下の方の土地改良区も入っているかどうか分かりませんが、その辺の組織をちょっと説明していただければ理解し易いんじゃないかなと。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

ですから、5,000ha ほどあった梓川土地改良区が元でございましたが、それからなんかもうちょっと広げた範囲にやろうかということで今あります中信平左岸の土地改良区、で右岸側につきましては中信平右岸の土地改良区を設立しまして、そしてその地域を開発して行くと、それにもう一個旧来からあります波田堰の土地改良区、これがまあ一番上流ですね東電の新竜島の発電所の直下から取っていたのですが今の頭首工よりまだ上にあつたのですがそこから取っているのも今回頭首工と一緒に入ろうということで入りました。それと黒川の水ですね黒川用水、これはまったく梓川じゃないですが黒川の水の少ない用水を取っている黒川堰土地改良区というのがありましたがこれもなんとかこの中信平にいれてもらいたいということでそれも一緒になりました昭和 41 年にその 5 つの改良区が連合体を作りましてこの事業に進んできていると、やがてはですねこの頭首工まったく同じでございますから 5 つの土地改良区今度の二期事業に合わせて将



来は一緒になろうと1つの改良区になろうということで今進んでいるところでございます。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

植松特別委員

ちょっと県の事務局へなのですけれども、私今日の委員会に対して私も改良区の組織だとか実態、これからの頭首工の改良について良く分からないものですからパンフレットを配っていただけないかをお願いしましたら、それは個人で行ってくれと、それで当日はそれなりの物が来るのでそれで配るというような説明を受けたのですけれども、今言ったようなそういったパンフレットとか組織図そして実態のような物、今日の委員会に用意していただけることはできなかったわけですか、私はてっきりあの用意していただけたらと思ってちゃんとご返事いただいているのですけれども、それがないと皆さん説明聞いてもですね、今事務局長のお話大変分かり易いのですけれども、実態の物がこれから頭首工の改良だとかですねそういったことをここでちょっと議論したり聞きたいのですけれども何の資料もないのですよね。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

実は私今日持って来ようと思って、図面持って来ようと思ったがへたに持ってきて越権行為じゃないかと思ってあえて持って来なんだんです。

植松特別委員

ただ、県にはお願いしといたのですが事務局の方で用意していただけないわけですか、それとも今あればコピーしてでもですね配っていただければと思うのですが。質問もいいですか、ちょっとあの事務局の方におお願いしといたものですからぜひちょっと。それとあの後1つですけれども、先ほど頭首工の改良で減反して、先ほど59tが減反等で今回3tマイナス56tになると、でそのまあ3tマイナスになるのですけれども、その3t分をですね今回は農業用水プラス雑用水でこちらが利用したいということなのですけれども、そこであの3tを59tにですね今まで通りにしていただくようなことをするためには私たちはどうしたらいいのか、どういった障害をクリアしなくちゃいけないのか、その辺をちょっと説明して頂けたらと思いますが。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

はい、あのまったくその通りでございますが、余っている水云々ということは別としてですね私どもは1つのルールとでそういう形で農林大臣からもらっていますから、もし皆様方がそういう形で色々なものをクリアして上でやるとするならば、最終的には国土交通大臣から新たに皆様方が水をもらって、なおかつ私どもの施設をあるすべてのルートを通してですね使わせてくれとそれで私どもは全組合員12,000人が良からうという結論になれば通ると、使うことが出来るじゃないかと、という流れとしてはそういう形になろうかと思えます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

ここの部会で色々議論して来ましたのは南小倉の農業用水の不足に対して左岸の水を使わせてもらったということが中心的な議論で、まあそのことはご存知だろうと思うのですが、その辺について事務局長さんの方で南小倉のこの状況というのですか左岸組合との関係ですね。それからどれぐらいの水が今南小倉の方に現在用水として送られているのか、私たちこの場で聞いて来ましたのは南小倉はすでに南小倉独自の水利組合は解散をして左岸の水利組合の方に参加している、ということであればそこでいわゆる水利権というものは南小倉には左岸の中で存在しているのかどうかですね、新たに水利権をもらうとかいう問題ではなくてですね。その辺をちょっとご説明をお願いしたいと思います。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

今の南小倉の問題はですね、私ここで言える立場じゃございませんで、中信平左岸土地改良区の内部問題でございます。でただし今中信平の水の一部をポンプアップして南小倉に補給水としてたぶん与えているということのようでございますが、その補給分については水利権として連合が確保いたしております、補給分のみでございます。

高橋部会長

よろしいですか。その他ございますか。はい、どうぞ。

宮下特別委員

今回頭首工の改修が、行われるということですがけれども、その目的とそれから事業主と費用負担が、どのような割合になっているのか、そのようなことをお話いただきたいと思います。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

目的につきましては、戦後戦争中に物資の無かった時代に苦労して造った施設でもう 50 年以上を経過していると、こんなことで老朽化がはなはだしいということでそれに続く梓川隧道約 2,300m も当時人力で造った施設でございます、これらも大きな地震だとかそういうのが来るともいう相当クラック・亀裂が入った状態であぶないと、こういう状況でございます。したがってですね、一部ではまだ使えるじゃないかという人もあろうかと思いますが私どもは地域の農業用水として管理している以上はですね、その災害を未然に防ぐという立場で今、長野県知事に認めてもらった上で農林省に調査業務を行ってもらっております。

宮下特別委員

費用の総額と費用負担の割合、ちょっとお願いしたいですが。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

どうもすいません、質問が2つ以上になっちゃうとどうも頭の中が混乱して申し訳ありませんが。この事業につきましては、今度はあずさ地区という、前は中信平事業ということですが今度はあずさですね、特急のあずさ、あのあずさの名前を取りましてあずさ地区ということで事業を進める予定でございます。頭首工全部含めまして今度の事業約200億、で頭首工だけで約88億ということで今試算をしていただいております。でこの事業につきましては国が2/3 残りの1/3を長野県と地元、私ども地元というのは組合員、長野県とが負担すると、ここまでは確定しております。なお頭首工の施設には極めて重要な機関施設ですから十の市町村を潤す、あそこが壊れちゃうと全てが困るということで極めて重要な施設ということで頭首工については国の方で70%近い補助率を出そうかということで今検討をしていただいているところでございます。以上でございます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

先ほどの質問とちょっと関連するのですが、事務局長さんの説明では新たに水利権というものを取るということについては非常に難しい問題があると、いわゆる優先権の問題とか、しかし現在南小倉の水利組合ってのは権利者としてすでに参加されているということを確認したわけですが、このいわゆる新たに権利をいただくという問題ではなくなって来ると、いうふうに思うのですね、そうすると補給水として今ポンプアップで補給をしていると、ということについてそれを容量を増やしていただくという問題になると思うのですね、その場合にそういうことをして行くためのクリアしていかなければならない問題点というのは事務局長さんとしてどういう問題があるか、お考えかちょっと教えていただきたい。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

中信平左岸のさっき言った内部問題でありまして、連合としてはほんとはそこまで実際関知していませんが、確かあの地帯では何かの水を三郷村へやることによってこうだという何かやり取りを村長さんしているわけですね、そういう形の権利であって組合員が直、中信平の組合員としての権利じゃなくて何か水をやることによってその肩代わりで交換、ようするにそんなような権利だと思しますので、あの地帯の組合員の方が中信平の会員ということで入っている権利ではないと思いたす。

高橋部会長

なるほど、分かりました。

田宮特別委員

クリアすべき問題というのは何か。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

クリアすべき問題というのは南小倉の皆さん方が最終的にどうなるかは知りませんが、連合なりそれに対してなんとか連合の水を使わせてくれないかとか上乘せしてくれないかという問題が出て来なければ、私ども当然乗る話ではありませんし、それ以外のクリア、ちょっとまったくそれまでの経過分かりませんね。

田宮特別委員

今のご説明では村とのいろんな協議のなかで協定を結んで、そしてもらっているという説明があったのですが。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

村長さん、その辺はちょっと三郷村とのやり取りだと思うのですが。

丸山特別委員

このことについてはすでに説明があったはずですがけれども、一応村で黒沢の水を取水するというので、農業用水が不足する、その不足する分については補給水としていただきましょと、ということで協定を結んでやっているわけです。ですから権利としては私はないと思っているのですけど。その辺は県のかたどうなっているのかな。だから水利権として今の補給水はカウントされてないのじゃないかなというように思ったりします。黒沢川の水を村でもらう代わりに村であげるのだと、そういうようなことですのでご説明した通りだと思うのです。ですから権利としては持ってないということです。

高橋部会長

内々のそのあれは後でもできますので、局長さん時間が制約ありますので、その質問はちょっと後にしていただいて、その他。はい、どうぞ。

丸山特別委員

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、おおまかなことは山田局長さんからお聞きして分かったので非常にその水利権に三郷の用水を乗せるってことは大変厳しいというように思ったわけですがけれども、実際に今度取水して利用するのは左岸土地改良区ということですから、左岸土地改良区もお話いただいたのじゃないかと思うのですが何か私のお聞きするところでは今日はちょっと出られないということで、後日ぜひそういう説明の場をいただきたいというなお話も聞いておりますので、左岸土地改良区とそれからこの前は南小倉から色々ご意見いただたんですけれども、南小倉としては水利権を離すということについては非常に困難だということで可能性としては非常に厳しいというものを持っているのですけれども、村の中でいたずらにそういう混乱が起きないようにですね、左岸土地改良区とできれば南小倉の水利組合ですかそちらの意見をもう一度お聞きしたいと。

高橋部会長

後ほどその点については報告する予定ですのでよろしく申し上げます。それではちょっと私の方で。はい、どうぞ。

久保田特別委員

もう一点お願いします。実はこの部会案は南小倉だけじゃなくて中塔と洞合、日陰もやはり左岸土地改良区の水をもらえばいいと、こういうお話になっているのです。それでまあ南小倉は先ほどからも話出ている通り、左岸の土地改良区に入っていますからまだなんとかなるのじゃないかという私も気もしますが中塔と洞合、日陰については全然入っていないわけです。この人達が新たに入る場合に加入金のようなものは必要かどうか、それはもしかしたら左岸の方じゃなきゃ答えられないかも知れませんが、連合としてほしいのオーダーはつかんでいらっしゃるのじゃないかと思うのですけども、新たな加入者の場合はどのくらいの費用が必要かどうかそれを教えていただきたいと思います。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

質問にお答えいたしますが、加入金というようにするに管内の畑か何か新しく水田にとか面積がもれた場合とかっていうことの加入金はありますが、そういうことはまったく考えていませんのでそれに答えられませんが、ただしもしそういう事態になれば何らかの条件は付くだろうという程度でございますが。お金で云々じゃなくて何らかの条件は付きますよという、事務局ですから、付くでしょうということにしていきたいと思いますが。

高橋部会長

もう打ち切りたいと思いますので。最初に土地改良区に何にも相談しないで部会案を作ったというようなご批判ございまして、大変私は部会長として申し訳ないわけでございますが。あくまでも可能性があるないは別としてそういう案もあるというところでございますが、非常にハードルは高いということも十分認識しております。したがって、部会でやれる限度というのがありますのでその辺ご理解いただきたいと思います。先ほど頭首工の改良に伴って 59 t から 56 t になります、というお話でございますけども、その 3 t について新たに水利権を取るということはこれも非常に問題が大きいという認識もいただきました。しかし、それがもし可能にやれるような時になった場合には、設備的には 56 t の設備に今度はなるわけですから、もしそういう可能性が見られた時には早めにそういうものを話し合いをしなくちゃならないという認識でいいでしょうか。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

施設的には当初の 59 t の施設ですから正直言ってあのくらいの面積になれば十分今のままで行けますが。

高橋部会長

水路そのものを変える訳じゃないですから飲み口を 56 t にしてしまうのですか、飲み口は取水口は 56 t に。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

そうではなくて権利の水が来る水がそうなるだけで、それっきり取っちゃいけないってことで、後は川へ流しなさいよということと言われちゃうと、こういうことです。

高橋部会長

それから維持流量は今度いくらになるのでしょうか。

中信平土地改良区連合 山田事務局長

維持流量というカウントはまったくございません。あくまでも農業用水、冬場でも流れているのは農業用水。施設園芸そういうものに使っている、とこういうことでございます。

高橋部会長

ありがとうございました。非常に局長さんお忙しい中でございまして、皆さんちょっと物足りないかと思えますけれども、後程報告しますけれども左岸土地改良区についても皆さんから先ほどご要望がありましたけどご相談したいと思います。山田さんにはほんとお忙しいところありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございました。それでは先般、本部とそれから左岸とそれから南小倉ということで呼んだらどうかということで事務局の方でお骨折りをいただいた訳でございますが、私のところの手元へは長野県中信平左岸土地改良区理事長二木さんから来ておりますけれども、欠席についてということで、表記の件につきまして平成 14 年 11 月 10 日付け長野県治水・利水ダム等検討委員会黒沢部会への職員の派遣について依頼は下記の通り報告いたします、ということで長野県中信平土地改良区としては現在のところ、土地改良区としての意見が統一されていないので第 12 回黒沢川部会は出席できませんが意見統一され次第説明させていただきたいと思えます。こういう文章をいただいておりますので報告しておきます。それではここで 10 分間休憩とりたいと思えますがお願いいたします。

< 休 憩 >

高橋部会長

再開いたします。それでは最初に先般行われました委員会の報告を申し上げたいと思えますけれども。まず結論から申し上げますとキャッチボールを部会と委員会でやるということで投げかけた訳でございますが、結果はまた投げ返されたという形かなあとっております。ただ細かい検討の中での内容少し簡単に各委員から出ておりますので申し上げたいと思えますけれども、部会での審議というのは限界があるな、当部会においても丸山委員、久保田委員、二木委員さんから非常に部会長案に対する審議の仕方についてもご指摘をいただいております。またその他の委

員の方々は私が先ほど言いましたように、部会でのどこまで突っ込むかというものには自ら限度があるでしょうというご意見もいただいた訳でございますが、委員会においてもそういう審議となりました。それで一番問題が3つあった訳でございますけれども、1つの問題として、維持流量のゼロというお話がございました。私は実態を説明いたしましたけれども、確かに無理はあることは皆さんご承知かと思えます。何回も言うようですけれども、維持流量出すということになりますと、4,100 から 2,300 位が維持流量になりますと、したがって黒沢川からの農業用水にしても上水道にしても、1,800 程度の水になってしまう訳であります。そういうことをふまえて、今日の審議をしていただければと思っております。それから次に、今日も土地改良区さんからおいでいただいた訳でございますが、農業用水への転用という話がございます。これも私は決して簡単なものではないということも十分理解はしておりますけれども、今日土地改良区さんから来ていただきましたので、それらの感触を皆さんそれぞれあると思えます。したがってそれに対する具体的な案が出るだろうかと思っておりますが、その辺のご意見をいただきたいと思っております。

次に利水の問題でございます、これはお金が高いというご指摘でございますけれども、より具体的なものにすればするほどお金はのすことは当然のことでございますが、私は委員会でもその辺は認識していただきたいし、財政ワーキングでもその辺の認識はしていただきたいと思っておりますし、ただ後程財政ワーキングからの報告もお聞きしたいと思いますけれども今の積算、私はまだお金は見させていたっておりませんし何にも手持ちの物を持っておりませんけれども、条件として維持流量ゼロという条件の設定の中での積算であるということだけは認識していただきたい。したがって維持流量検討する時に治水の問題は大きくそこで変わるでしょうということをもまず報告しておきたいと思えます。ただ財政ワーキングの座長さんの言うには県で支障する保障はない。それから、これは治水になるかと、これは黒沢川だけの問題じゃありませんけれども、被害を受けた時のみ保障する。選択によっては大きく金額が変わるといような問題から用地買収をする。借地をする。そして被害を受けた時補償する案も選択肢としてあるじゃないかというようなご意見が出ておりました。それから後程宮澤委員からご説明あると思えますけれども、ダム無し案もダムに匹敵する程度の金額が必要と、法的に制度上の問題も多数あるのでそれについてもう一度部会で審議してから試算させて欲しいというコメントが付いてございます。その他の委員の方々、各部長の経験者あるいは現在部会長やっている委員の方々からはもう限界がありますと、これは部会だけではありません。委員会も私は限界があるだろうと最初から思っております。そんな結果でございますが、私は部会長として今の社会情勢から維持流量ゼロということは皆さんからご指摘ありましたけれども水の確保という面からやむを得ず皆さんも了解を得て確認を得てやった訳でございます、この辺については私も反省をいたしますけれども、そんなことで今日の審議を進めて行きたいということも思っております。また細かい話は審議の中で行うことといたしまして、部会としては、結論としてはまたキャッチボールで投げ返されたと言うことでございます。以上でございます。それではこの前お約束しましたように委員会の前に財政ワーキングとしてもう一度審議していただけるという宮澤委員の方からお話がありましたのでその報告をお願いいたします。

宮澤（敏）委員

過日の部会から財政ワーキングを11月の5日、11時より県庁内の会議室で開催をいたしました。出席委員は宮地委員長、それから財政ワーキングの3名、3名といひますのは法政大学の教授で弁護士でいらっしゃる緑のダムの座長務められました五十嵐法政大学教授、座長でございます。それと私ともう一人郷土沢の部会長をしております竹内県議、3名が財政ワーキングの委員でございます。この3人に県の方から幹事会の幹事長であります政策秘書室長高橋室長に出していただきまして、勿論土木部の方からは河川課長が出席をいたしました。黒沢川の問題の経過を検討をいたしました。その大枠については、高橋部会長が触れていただいた件でございますが、維持流量をゼロとするという案ではたしてこの案が現実味の帯びた代案として成立するのだろうか。2点目として、農業水利権の問題のことで中信地区の梓川から水を、というお話でございますが、こちら辺の真実性について、どうなのだというふうな議論がなされました。そのことについては高橋部会長から再度委員会の合間の休憩時間にお話を承ってから委員会の中での論議に入っていくということいたしました。それから3点目のダムを中止することによって新たに発生した町村の負担分の利水の件についてはこれを県が財政苦の中で負担できるのだろうか、という問題点を取りわけ政策秘書室長に話をいたしました。高橋政策秘書室長は幹事会の室長初め多くの皆さんが立ち会っておりますので、私の話が間違っていればまた補足をしていただきたい訳ですが、部会委員会としてはそれぞれ県、つまり知事に対する要望は出して欲しいということで制限をするものではございません、ということでそうすると五十嵐座長の方からこの財政が厳しい時に三郷村の一村だけの水利権、水道の権利または農業用水の権利を他の市町村とは別に見ることが可能なかどうかということ強く高橋政策秘書室長に話がございました。その中で政策秘書室長は私どもが申し上げることではございませんのでどうぞそのことについて付記して報告をいただければ結構でございます。とこういう内容でございました。それだったらということで、その委員会を終えまして、それではその条件の中で限られた条件の中でもって費用を出して行くというような作業をしなければならぬということで、全て条件をもう一回チェックしながら金額を弾く作業に入りました。その中で部会長から休憩時間に来ていただいて、財政ワーキングと話をさせていただきました。その中で維持流量ゼロの問題のことについてはやっぱり部会長からも今お話がございましたようにこれはやっぱり問題があると、それから中信地区の梓川からの取水についてはまったく可能性がゼロではないので今見直しの段階に来ていると、こういうことなので県の方からもなんとかそれをもらえろというような努力をしていただくことによって少しでも可能に近づけたいと、こういうような部会の中での報告でいかがでございますでしょうかと、こういうようなお話もございました。財政ワーキングの方としては、それでは、ということで検討委員会のそれぞれもう少したちますと議事録がオープンになるはずでございますのでその中に書いてありますので、私もあえて、申し上げていいと思うのでありますが、五十嵐座長の方から県については、やるって言ったってほんとにやってくれるのかどうか信用がおけない、とこういうような非常に激しい発言も飛び交いました。そのような状況で、先ほど部会長が言いましたように、財政ワーキングから検討委員会の方向へはダムを造る案とダムを造らない案、これも両方同じ位な金額で、膨大な額がかかるという表現にとどめさせていただきました。一応経過についてご報告を終わらせていただきます。もし私のところでしてら今財政ワーキングの事務



局をやっている幹事がいいますので、付則がありましたら付則をお願いしたいと思います。以上でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。幹事の方で補足説明、ございますか。ございませんか。はい、それでは以上報告は終わりますけれども、先ほど土地改良区のご意見及び今の委員会あるいはワーキングからの報告を含めてこれから部会案をどうようにまとめて行くかということだと思えますが、ご意見をお願いしたいと思います。はい、久保田委員。

久保田特別委員

今、宮澤委員さんから財政ワーキングの報告があった訳ですが、その検討したけれども膨大だということだけで具体的な数字が全然出てないのですけれども、たぶん財政ワーキングとすれば検討したと思うのですよね、これは今までの検討委員会との部会との関係でお互いに情報をキャッチボールして進めて行くのだと、こういうことになっています。しかし具体的な数字が現在も全然提示されてなかった訳でございますが、これでは私たちは部会として検討ができないのです、そういう意味で当然このわれわれ部会員は知らなきゃいけないですし、県民も当然このことは知らなきゃいけないと思うのですよ、そういう意味でぜひ維持流量ゼロという条件が付いていますけれども、その条件付きで結構でございますから、ぜひ具体的な数字をそれぞれ示していただきたい。それで後水道水についても水道設備についてもたぶん相当なお金がかかると思いますが、そこら辺もぜひ具体的に示していただきたいですし、県がほんとにどれだけ補助け出すか、そこら辺についてもぜひお答えを願いたいと、こう思います。

高橋部会長

関連質問ございませんか。はい、どうぞ。

二木特別委員

今、久保田委員さんの方からも話がありましたけど、私も土地改良区の水の問題については再三難しいだろうというお話は申し上げてある訳ですが、勿論クリアできる問題はクリアできるだろうと思いますけれども、本来ならば、もうちょっと具体的な方策が我々の方へ示されれば。

高橋部会長

ちょっと待って下さい。今財政ワーキングで試算をした大まかな数字がありますと、それに対して久保田さんはそれを提示して下さいというご意見でございますが、それに関連しての質問。

二木特別委員

関連してね、だからそういう点もクリアできないということになれば費用もだいぶかかるじゃないかというお話だと思うのですよね、今のお話の中では、そうなる跟我々が考えていたような答申でいうですかその答申にまとめようという問題点についてはクリアできないじゃないかと、

こう思うのでその点をもう少しはっきりしていただかないと答申するにしても我々が申し上げることが無責任な状態になっちゃうと、こんなように思いますので、そこをクリアできないかなあと。このように思います。

高橋部会長

ですからお金を発表して下さいってことですか。その他、反対意見ございますか。どうぞ。

宮下特別委員

反対意見じゃないのですが、ダム案についてグラウチングが必要だというこの前の松島先生のお話にもありましたので、その辺も含めた見直しになっているのかどうかも併せてお願いしたいと思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮澤（孝）特別委員

先程、財政ワーキングで利水の計算をされたということ、それはそれでいいと思いますが、ただどのような青写真といいますが、例えば役場の近辺から上げるとか、あるいは農免あたりから上げて下ろすとか、それはどういう基準とどういう青写真でやったか、そのワーキングの計算の母体を教えて下さい。

高橋部会長

それはですね、ここで案を作りましたよね、条件をだして。それに対して試算をしておりますから、財政ワーキングでのそういう具体、構想に対するものではありませんから、我々が作ったものに対してお金をはじいていますので、そこをちょっと勘違いしないで下さい。はい、どうぞ。

丸山特別委員

今の説明の中に、私も村の立場でいきますと、利水の水道事業について仮に下から上げるといふことになると、県の支援はあるのかというお話を聞かなかで、この前の委員会の折の答弁では、一応ダム債を発行して考えていると、その率等については不明だけでも、ということでしたが、最近の県の状況、例えば県職員の給料を6%カットする。知事は3割カットするというなかで、赤字団体に転落するのではないかということで、そういうなかで、そういった支援は実際にできるかどうか、非常にその辺、仮にできるという話になると無責任な話ではないかなというふうな思っておる訳ですし、水道事業は独立採算でやらなくてはいけないということになって全部村の負担ということになると、数十億の金がかかってくるということになります。そうしますと今の水道料金の倍にするか3倍にするか知りませんが、ともかく一度に払わなくても借金をするか何かして償還していかなくてはならない、非常に厳しい状況になるのですけれども、今の出ましたように基準がどんなところで計算しているのか、例えば4,100tは取って残りの部分を

村の事業でやれというのか、その辺の根拠はやっぱり示していただかないと難しいでしょうし、県の支援の可能性についても再度お聞きしたいと思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。どうぞ。

青木特別委員

今、宮澤委員さんから、ダムを造らなくてもダムと同じ位お金がかかるのだと言われましたけど、先程宮下委員さんから出されたグラウチングですか、そのお金もダムを造るということについて入っているのか、それとも今までの部会のなかで、ダムによらない利水対策をする場合、ダムの寿命ですか、100年で、100年の維持管理費を加えてあるのだというような話をされていると思いますけれど、ダムについても維持管理費を100年分足してそういう金額になるかどうかということをお聞きしたい。

高橋部会長

部会長としても前々から財政ワーキングの皆さんにはお願いも、お金をはじいていただいたものは、出していただいて審議しないと、それは部会はまだやれませんか、ただワーキングの中で、はっきり実はしていないという状況の中で、ワーキングの報告という形であればちょっと問題があるかもしれませんが、私は部会長の責任で、書いたものでなくていいですから、結構ですから、口頭でもいいですから、委員でもあるし、ワーキングの委員でもあるのですから、是非お願いしたいということを実はお願いをしております。その辺で私はどうでしょう、ワーキングの報告という形をとりますといろいろ問題であるかもしれませんが、部会長としても部会の審議を進める為に、概算額でも結構ですし、その辺についてはご説明をお願いしたいということによろしいでしょうか。はい、どうぞ。

田宮特別委員

額を知るということは当然ここで久保田委員がおっしゃったような立場でいいのですが、やはり、じゃあその額を知ったからどうするのかと、じゃあ知ったからやめようかということになるのか、やはりそうなってくるともう一度又ダムとの比較で検討し直すという、これはやはり前回の時に私も言いましたが、むし返しなのですよね。それから先程丸山委員さん、村長さんもおっしゃっていたような内容についても、既に議論をしてきた内容なのです。だからそういうことを私やっぱりやるべきではないのではないかと、知る事はいいのですよ。だからその辺で、それからワーキングの方の内容ですけども、非常に抽象論なのです。宮澤委員さんのこの説明の内容というのが、かかるよ、かかるよということなのです。だからその辺が、そういう意味では論議している内容が具体的にあるなら知るということは大事なことなのですが、そういう報告は如何なものかなあと、ここの部会に対して、もう少しやっぱり具体性のある内容の報告というのを我々は必要とするのではないかなあと思うのですけど。そういうことです。

高橋部会長

どうですか、その辺。はい、どうぞ。

久保田特別委員

今、田宮さんの言っている事はおかしいですよ。当然我々この部会は、費用対効果の事も十分検討して部会報告、これあたりまえの話ですから。確かに財政ワーキングも今の状況ではそんな細かいところまでは積算できないと思います。しかし、ダム案であれ、ダムなし案であれ、それぞれ検討はしたはずですから、それは絶対にここで公表してもらわなければ我々はこれ以上会議を進められないと、そういうことでございますのでよろしく願います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

だからそういう立場では、知るという意味については、いわゆる流域住民の責任というこの部会の性質上やぶさかでない必要があるというのを先程言った訳です。だけでも例えば今日の新聞でも、郷土沢でもいわゆる163億でしたか、という河川改修のみでダムなし案で、という事が報道されているのです。更に遊水地案を確保していくとなれば農地の保証の問題等々、これについてはワーキングの方としてもはじき出せないという問題いっぱい抱えている訳ですよ。だからそういう限界という問題もやはりここはちゃんと認識するという事も大事だと、だからそういう意味で知るという事は流域住民に対して責任上大事だけでも、その事で改めてむし返していくという、議論を、こういう形につながっていくという事については、私はそういう運び方は部会長として進めて欲しくないという事なのです。

高橋部会長

分かりました。それはご約束していいですよ。はい、どうぞ。

久保田特別委員

今のむし返しという話がありましたけども、これは今まで財政ワーキングの結果が出てなくてやってきただけの事ですから、ワーキングの結果と、今までの経過のなかでこれはちょっと違ったなという事があれば、むし返しではなくて、見直しがあっても当然だと私はそう思います。だから今までのなかで確認した事が絶対だという事ならね、もうやらなければいい訳ですから、当然我々部会とすれば責任持って本当にできると、これならいけそうだと、こういうものを答申、報告しなければ、報告なり公聴会にかけなければ全く無責任な話です。ただダムをつぶせばいいというものではないですよ、それは。我々は責任を持って真剣にやらなくてははいけません。私はそう思います。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

すみません、私の認識間違ってしまうといけませんが、宮澤委員、今ダムなしダムあり両方同じ位の金額かかると、そうすると最初は150億位と認識してまして、だから150億円位だという、そういうふうに分けて金額はそのものだと、その位だと思っているのです。だからそういう金額が出ているのであったら、その金額で発表していただく分はやぶさかでもないし、要はダムとダムなし両方同じだという説明あったからそれは十分だと思っているのです。もし違っているのであったら又そこで説明していただければいいですけども。

高橋部会長

はい、ちょっと。はい、どうぞ。

丸山特別委員

先程らいのお話のなかで、これはお願いという形になるかと思えますけれども、私も申し上げました通り可能性がほとんどないという、例えば水利権の話にしても、予算の話にしても、そういうなかでこの案を公聴会にかけるといのは如何なものではないかなというふうに思っております。いたずらに当事者であります三郷村のなかでそういう混乱を起こす、そういうことだけではないかなと思うので、田宮委員言われたように、それは戻るかもしれませんが、やはりそういう意味では見直し原点に帰るといことも必要ではないかなと思っておりますので、是非、費用対効果の問題それから住民感情等も考慮するなかでご審議いただければというふうに思っております。

高橋部会長

はい、分かりました。私はいろいろなご意見いただいておりますが、久保田さんのご意見のように、やはりこれから審議のなかで、なるほど内の部会の中でも間違っただけののだなあと、先程私が言ったように維持流量ゼロという問題についても言っている訳です。私は決してむし返すつもりもございませんし、やはりもう一度再度見直してみましようよという大きな広い気持ちのなかで審議していただかないと、やればダムに戻るのではないかと、そんな心配は全然私は必要ないと思っているのです。そういうことで私も実際金額わからない訳です。先程ちょっとご意見出ておりましたけれども、100年もの水道水の保証と言いますが、そういうものも本当に必要なかなというものも出てくるのではないのでしょうか。内容を聞くなかで、だったらそういうものを見直す事も可能ではないのでしょうか、と私は思う訳です。そういう意味で絶対の数値ではない訳ですから。たまたま数字が一人歩きするというような事よく言いますけれども、いいのではないですか今の概算額がこうだという話であれば、実際村の人達が水道水にしてみても、ダムをやめた時に俺達の水道っていくらになるのを知りたいのではないのでしょうか。私はやっぱりそれは判断基準として公聴会を開かないとできないのではないのでしょうか。私はそう思います。そういう事で皆さんお願いします。

宮澤（敏）委員

それぞれ貴重なご意見だと思って受け賜っております。今私がここにいる、今のこの発表内容の事につきましては、五十嵐座長はじめ私共全員で作成してチェックをしたものであります。ですから私が個人的な意見を述べるものではありません。それから与えられた条件は部会長から、先程部会長からお話ありましたように、ここの委員会の中から財政ワーキングの方へ条件をお話いただきまして、それに基づいてしたものであります。委員それぞれの方からお話ありましたように、例えば調整池にしましても何とか3つの調整池は今の砂防ダムの下に入れる事が可能でございましたが、もう1つの一番大きな調整池は残念ですが入れる事ができませんでした。場所がないという事でございます。そういう状況のなかで4つ目の一番大きな調整池はどこに造ったらいいかという問題が浮いたまんまであります。これは委員のご論議のなかにあった通りでございます。それから水道水のはね返りで井戸をという話もございました。この井戸の問題につきましても下流の豊科町との調整が可能かどうかという事で、そういう非常に数字のはじけない分野の論議もなされました。座長の五十嵐さんも私も、本当に県はこれでやるのかと、この財政苦の中に本当にできるのかと、いう話を何度も高橋室長に迫った事も合わせてご連絡しながら条件についてのまず確認に入っていきたいと思っております。まずそれぞれの案について従来から用いている計算方式、工法に基づき概算費用を算出する事といたしました。又費用は現時点での概算費用であり、状況、先程の部会の中での共通でありましたダムの場合の新たな要素の解消、そのような問題等の事について今回のなかで部会長の方から具体的な不確定要素ないしはこういう突っ込まなくてはならない事の状況、そういうようなものの可能性、等々の問題の事について不明な部分があったので、現在今この部会で審議されている、そして部会長がそれを認めるという事にされた分野の部分のところで実際に当たってきた詳細な調査。設計が必要であり色々な調査の今後の調査によるものについては残念ですけれども現在の状況で部会からのコンセプト、コンセンサス、合意という一つの方向性がまだ示されておりませんし、それから変更の状況も当然あるだろうと、こういう事で先程植松委員が言われたように、本当にそれが全部正しいのか、全部GOなのか、という状況では、残念ですけれども部会からの上がってきている条件がそれには不確実的な分野が多かったという事を付け加えると同時に変更は有り得るという事でご理解をいただきたいと思えます。治水の安全度は30分の1に設定をいたしました。基本高水は犀川合流部に於いて215m<sup>3</sup>/sといたしました。それから三郷村の上水道の平成20年における水需要は、三郷村が平成12年に策定した計画、目標年次の平成12年度のものでございますが、計画の量通り9,600m<sup>3</sup>/日といたしました。農業用水並びに雑用水、必要水は代掻き時期17,600m<sup>3</sup>/日、普通時期13,200m<sup>3</sup>/日、非灌漑時期1,200m<sup>3</sup>/日、これ全部日でございますが、そのように設定をいたしました。事業の採択要件並びに補助率については、2002年4月現在のものを使いさせていただきました。それから利水対策費、施設建設費、維持管理費及びに施設更新費を計上いたしました。それは先程も出てございますが、ダムで確保している堆砂容量と同じ年月を設定すべきだという事がございましたのでこれを設定させていただきました。一応このような条件のなかで設定をさせていただきました。先程ご意見、ご質問がございましたのでこの事について、まずよろしいかどうかだけ、これで私共財政ワーキング全員が五十嵐座長のこの定性に基づきまし

て、これを2人の議員も了承してこれで臨んだという事をまず確認をしていただきたいと思いません。

高橋部会長

今、試算するに当たっての設定条件というものが説明されました。これは皆様からご審議いただいて確認し合ったものだと思っておりますが、これに対して何かご質問ございますか。はい、どうぞ。

務台特別委員

今、宮澤委員さん言われましたその補助率についてですが、その補助率についてとはどのような事なのか、その内容をお聞きしたいです。

高橋部会長

はい。他に、はい、どうぞ。

植松特別委員

維持管理費を含むという事でしたけれども、その堆砂の事だとかありましたが、そこをもうちょっと詳しく。

高橋部会長

ダムは100年で設定してございますので、代替案についても100年でやったと、こういうことでございます。

植松特別委員

そういった意味ですか。分かりました。

高橋部会長

ダム対代替案という形を全てとっておりますので。その他ございますか。よろしいですか。そういう設定の基に試算をしましたよという事だけ確認をしていただきたいと思えます。ではお願いします。

宮澤(敏)委員

それでは今、務台委員から出されました補助率の財源の問題をまず触れさせていただきます。治水の分野でございますが、遊水地に係わる比率は、これはダムと比率はイコールでございます。国庫補助が50%でございます。あと残りが県費ということになります。そのなかで今盛んに問題点になっております起債という事でございますが、これはお金を借りて造るという事でありますが、国から交付税処置がされる、つまり国からお金が返ってくる、かかった費用に対してお金が返ってくる比率が、残りの県の負担分のうち15%でございます。15%は何年になるかあれですけ

れど、まあ30年なら30年に分けてこう返ってくる場合、色々ありますが、交付税処置にこれが概算される、こういうような場合の国から返ってくる場合が15%。それから県が自分のところでもってお金を借りるパーセンテージが30%。そして県が総高で県費、これは両方とも一般財源であります、県費で払うのが5%。これはダムとそれから貯水池、これは同じ比率でございます。逆にいえば65%は国からきて、残りの35%を県で負担していくと、こういうふうにご理解をいただければよろしいと思います。それでダムの方は過去に139億6,000万と、こういう数字が出ておりました。これ皆さんご承知の通りでございます。その比率でいきますと、先程の国が負担する分、これがもう、それは表に出ておりますから皆さんご承知の通りでございますが、101億近くがこれが国が負担する分。それから残りの38億4,000万これを県が負担をすると、こういう事になるかと思えます。遊水地の方に入る前に万水川の改修の問題につきましては、これは約26億6,000万程かかります。これはダムを造った場合も、今ここで審議をしていただいています遊水地の案についても両方とも進めなければなりませんので、この金額は両方とも兼ねる金額でございます。このようにご理解をしていただきたいと思えます。今お話をさせていただきました遊水地の総貯水水量を29万tとさせていただきます、事業採択の可能だとか、それから時期等の事につきましては、これは国の判断によるという形で、国の判断にする事にした訳でございます。こういうなかで試算をいたしました。これ部会長、本当に数字申してよろしいございますね。

高橋部会長

全体でいいではないですか。

宮澤(敏)委員

はい。それでは全体です、貯水池を造る案、これが75億4,000万。同じ比率でございますので、国の負担分が49億、そして県の負担が26億4,000万でございます。問題の利水に入る訳であります。治水の面から今利水の問題になりましたですが、利水の場合の事につきましては、貯水池案につきましては黒沢川から4,100t/日、それから既成の井戸で2,800t、新設の井戸で2,700tを取るという形にさせていただきました。それでまずこの試算は県の実際に今行われているその数字から、数字のポイントは県の幹事会から出していただきました。そして今の条件で井戸、電気代、修繕代、そういうようなものを全部噴きまして49億8,000万、農業用水が45億5,000万、合計あわせて95億3,000万。ご承知の通りもうダムの場合の事については表に出ておりますが、41億1,000万であります。それは上水道の部分が37億3,000万、それから農業用水の関係が3億8,000万、合計41億1,000万であります。それで一番このところが、こんな数字が出ていて本当に政策秘書室長、受けられるのかと、これを五十嵐座長が何度も詰め寄ったところでございますけれど、95億3,000万の調整池の案でございますが、この案についての国、県の補助ないしは利水、この場合は三郷村になる訳であります、交付税処置がありません。ですから全て利水担当者の負担という事になります。今の従来の法の制度ではです。それに対しましてダムの問題のところにつきましては、41億1,000万のうちに、国から2億8,000万、県から6,000万、これはダムに係わる問題のところの部分で補助が出ます。そうしますと実際に利水者



が負担するものは、37億7,000万、こういう形になる訳でございます。ここでこの数字は皆さんから全員の要望でありましたので出しましたのですが、私も五十嵐座長も非常に頭を抱えている訳であります。それは先程お話ありましたように県の財政は非常に厳しい、皆でもって考えていかなければならない段階にもうきております。そういうところでこういうものはどういうふうになってくるのか、それでこの95億3,000万を村に全部負担させるという事なのか、ないしはその人達に全部負担させる事なのか、これ95億3,000万と言いましたけれども、この数字が確実な数字という事でありませぬので、そこら辺のところは、先程も何度も何度も数字は一人歩きますので、どうか扱いは厳重にお願いしたいと、お願いしているところなのでありますが、そういう事なのであります。

高橋部会長

大変ありがとうございました。お聞きした通りでございます。ただ積算は現在の法の基で試算を行っているという事だけ付け加えさせていただきます。何かご質問ございますか。はい、どうぞ。

久保田特別委員

今、細かい数字言っていたいたのですけれども、足し算しなければ出てこないの、ちょっとダムなし案とダムあり案の総額の比較だけできたらお願いしたいと思ひます。

宮澤（敏）委員

調整池案でございますが。

高橋部会長

単純でいくと。

宮澤（敏）委員

単純でいきます。万水川の改修費を入れないで、170億3,000万。そのうち国の負担が49億、それから県の負担が26億4,000、利水者負担金が95億3,000。それから次のダムを造った場合170億3,000万。これの場合の国の負担が101億に2億8,000万足した数字でございます。それに県の負担が38億4,000万に対して6,000万を足した数字です。それと利水負担金として負担する人、それぞれ合わせて、村と利水関係者で合わせて37億7,000万。尚これは万水川改修に係わる26億6,000万、両方からみまますので、これについては入っておりませぬ。

高橋部会長

よろしいですか。私の方でちょっといいですか。単純には比較できないですか。

宮澤（敏）委員

今、今回の部会で一番問題になっているのは利水の負担をどうするかという問題だと思います

ので、ただ今万水川を除いた、170 と 177 億で、さあそうだという比べるような形ではないと思います。一番問題で、財政ワーキングで一番心配したのは、財政が厳しい県、そしてもう一つは村の財政のなかの負担分が多いという事に対して、これはどうやって考えていくかという、その一点でございました。けれどもそういう事になったとしたら、これは五十嵐座長と私の個人的な意見でございますが、新幹線方式みたいに、水道事業もこれはやっていかなくてはならない、今の税制のなかではですよ、新幹線というのは半分为国でもって、半分为地元負担とこういうやり方なのですが、今のように利水を全部市町村にかぶせてしまうというやり方についてはどうなのかなあという事の論議は何度もいたしました。これは個人的な論議です。ですから今のこの段階では発表すべき事ではないかもしれません。今の状況はそういう状況でございます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。はい、どうぞ。

丸山特別委員

今まで私共以前からお聞きした話のなかでは、ダムの場合利水者負担は約3%位というような話を聞いたのですが、それは当面の金という事で100年間の維持は入っていないと思うのですけれども、3%といえますと4億から5億、せいぜい5億位だとおもうのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。今まで聞いていましたよね、3%位だと。

宮澤(敏)委員

ダムの案の事について私条件を申し上げなかったので、ダム案の場合というのは従来あれのようですが、ダム案では5,800m<sup>3</sup>/日、今の井戸で2,800m<sup>3</sup>/日、新しい井戸で1,000m<sup>3</sup>/日と、こういう条件で算出しております。ですから水道の新規の部分を考えますと、100年分け合わせまして幾らですか、水道維持管理費も入れまして34億3,000万ですか、新しい1,000m<sup>3</sup>/日の井戸を造るという事ですね。それから農業用水の方については1.6t、これはわずかでございますけど、黒沢からの導入路の更新と、それから導入構の維持費等々で1億6,000万、1億6,000万とわずかなような話ですが、1億6,000万でもえらい金額ですけど、そのような事で今の状況の算出をしております。

高橋部会長

よろしいですか。その他ございますか。はい、どうぞ。

宮下特別委員

先程のダム案については、グラウチングとか維持管理費まで含めた金額でしょうか。

宮澤(敏)委員

はい。先程お話をさせていただきましたが、その事については部会長の方から確認の段階で具体的にその費用の事はこれから調査の段階とか、色々経てかかることでございますから、この分に

ついては当然私はダム该案については多くなっていくと思います。そういうことになればですね、ただ先程申しましたように、そういう不確実的な要素、要するに遊水地の位置、場所等ともまだ4つ目がはっきりしていない段階ですので、全てをきちっと精査する段階の数字ではありませんという事だけ申し上げておきます。ですから先程植松委員が言われたように、大体この位だと、大体こういうようなものが、要するに村の負担、県の負担、国の負担、それぞれで出てくるのだというふうにご理解をしていただくという事で、数字の扱いは非常にデリケートにお願いしますというふうをお願いしたところであります。

宮下特別委員

はい、分かりました。

高橋部会長

非常にグラウチングのお話をしておりますけれども、ダムのグラウチングというものは実施するなかで決まってくる問題であって、今からそれを積算するという事は非常にむずかしいという事と、これだけの大きな額のなかでの対比をする場合には、それは私は微々たるパーセンテージのはずです。ですからあまりグラウチングでダムが高くなるというニュアンスでものを言っているけれども、私はもうこれを対比するという数字のなかには、それは微々たる話だろうと私は思っていますけれども、どうでしょうか。

久保田特別委員

今の部会長と宮澤委員のグラウチングの話は違っていると思います。前回の県からの報告でもありました通り、グラウチングはすでに織り込み済みでございます。それでもしかして現段階の調査で、実施した段階でも何か新たに出ればそれは追加になりますけれども、もう現計画ではそれが入っている訳ですから、それで問題ないという事で前回県から報告があった訳でしょう。ですからそれこそそれはむし返しの話ですから、勘違いしないでいただきたいと思います。幹事さんもそういう事でいいですよ。

幹事（豊科建設事務所）

その通りでございます。

高橋部会長

実施の段階で問題あったら追加は有り得るという事ですから、私はそれは関係ないです。

久保田特別委員

今からやっていたのでは何も話にならないじゃないですか。話にならないですよ。

高橋部会長

なるほど。はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

今、久保田委員さんから申されたのですけれども、ここまで来て全部でもって議論を受けて算出しております。私共ワーキングの中での所だけではなくて、これは受けて、この条件のなかで、私共委員が出られない部分の時もありましたので、それは全部、幹事会も全部とりまいて全員でやっております。けれども、もう一回申し上げますけれど、全てこれで収まるというような金額ではありませんので、色々な条件が、今のグラウチングが入っているという事で私が勘違いして申し訳なかったのですが、そういう問題点の事だけではなくて色々な様々な要素のやつもありますので、そういう事も含めては、これがこの額だという事ではなくて、どっちの両案にも言える事だという事でご理解をしていただきたいと思います。

高橋部会長

はい、その他。

宮下特別委員

はい、分かりました。金額的にはそれで理解いたします。それと先程の宮澤委員の方からの報告にもありましたように、利水に関する費用については、前回出されておりました資料77の「利水に関する県の考え方」このなかできちんと県の態度を表明しておりますので、私は案を付帯条件をつけて県の方へ出していただければいいのではないかと思います。

高橋部会長

これは私も県の財政のお話もありましたけれども、先般の委員会のなかでも従来の方法でやりますと、とてもクリアできる話ではない訳です。従ってやっぱり新しい発想それから枠組みを考える、それで法的な問題等もどうクリアできるか、これをやっていかないと、とてもこの額を、皆さんお聞きして分かるように、三郷村にこれだけの金を出して水道を造れという話ではない訳ですよ。それこそ非現実的なものだと私は思っておりますし、皆さんもそう感じたと思いますけれども、ではそれはどうやってクリアするかというのは、この部会でも私とすれば実態を課題としてあげて、しかも年度といいますか期間を切って、条件をつけて報告すればという気持ちなのです。ここでどう審議してみたところで、より具体性にすればするほどお金は上がっていく訳ですから。はい。

丸山特別委員

今、その利水の場合の三郷村の負担が95億という、えらい数字になっているのですけれども、実態で申し上げますと今三郷村の水道会計の年間予算は3億から3億5,000万位、そのなかから利益を上げてやっているという事ですけれども、利益として挙がっているのは年間5~6,000万という事ですので、95億というのはもう莫大な話になって、とてもではないけれども村としてはもう何とも言えない、そんな状況です。

高橋部会長

私も内容を見てございませんが、内容は良く分かりませんが、先程ワーキングの方で報告ありましたように、ダムが100年という事で積算してありますので、それに対して代替案も100年という、100年で全て更新、維持管理も含めて95億というか93億と、こういうふうに解釈していただかないと、これ単純に100で割っているのでしょうか、100で割る訳にはいかない、3回設備を更新しようとしている訳です。ですから3分の1という考え方で私は、単純ですよ、単純に3分の1だと、私はみている訳です。35年毎に更新していく、それも維持管理も全部この中に含まれているという計算ですから、その辺が私は財政ワーキングのやり方もちょっとおかしいなという気が実は投げかけているのですが、全てそういうふうに来てきているという事は、

丸山特別委員

先程宮澤委員もおっしゃられた利水計画は、4,100m<sup>3</sup>/日は黒沢川から取水すると、現在2,800m<sup>3</sup>/日井戸から取っている。新たに2,700m<sup>3</sup>/日を開発するという事で計算したのが95億なのでしょうか。

高橋部会長

そういう事です。

丸山特別委員

そうすると仮に4,100m<sup>3</sup>/日が取れないという事になると、全て下から上げるという話になると、この95億の何倍か、何百億という数字になるのでしょうか。

高橋部会長

全てと、いやそれは出ていないから積算していないでしょう。

宮澤(敏)委員

再度もう一度確認させて下さい。この出した試算はこの部会で審議をされて、この部会から出されてきたものに対して財政ワーキングは検討した訳です。間違えないで下さい。財政ワーキングが一人歩きして自分達で作ったものではないのです。ですから私共はこのね、これではあっと出ていく事ではない、ここで皆さんが審議したものに対して財政ワーキングが要するに資料という形で提供した訳ですから、そこだけは間違えないで下さい。ですから数字が一人歩きしますから数字の扱いには気をつけて下さいという、逆に言えば私の立場からすれば出したくないという気持ちもあったという事だけ、もう一回付け加えさせていただきます。

高橋部会長

よろしいですか。そういう事です。先程らい私も申し上げている通りでございます。我々の報告に対しての概算額と、お願いしたものについての概算額というように受け取っていただきたい。

宮澤（孝）特別委員  
これは公開されるのですか。

高橋部会長  
いや。

宮澤（孝）特別委員  
検討委員会の。

高橋部会長  
検討委員会でも公開されていません。まだ。

宮澤（孝）特別委員  
いずれはするのですよね。

高橋部会長  
それは私先程申し上げましたように、キャッチボール投げ返された訳ですよね。又うちの方へ返ってきた訳です。ですからそれを、先程らい久保田さんの方からもご意見が出ていますように、私も最初申し上げましたように、維持流量はゼロというのは如何なものでしょうかという事によって、又こっちも変わってくる訳ですから、公開とかそういう事ではないのです。もう一度投げ返ってきたのですから皆さんに審議して欲しいと。

宮澤（孝）特別委員  
公開という言い方はおかしいですが、先程この数字を色々お聞きしたり、内容をお聞きして部会に対して現状ではこうでしたという数字の、先程の数字で不満足という訳では決してありませんが。

宮澤（敏）委員  
部会長よろしいですか。

高橋部会長  
はい、どうぞ。  
宮澤（敏）委員

私が申し上げましたのは、実はこの扱いの事について今でも私は出したくないのです。それは財政ワーキングのところではこれは出さないでいこうという事で決まっている訳です。私も朝今日長野の県庁から、これは余談事でございますが、7時前に出て、実は8時からこの扱いについて当然部会の皆さん方から意見が出てきた時どうするかという事で、部会長と皆で8時から三郷村の議会の部屋を借りて話をしたのです。ここへ入りますと部会長の権限が絶対なのです。議場

に入ると議長と同じような事で。それで部会長が、部会長の名に責任を持って要請した事について答えて具体的な数字を述べていただきたいと、こういうふうに出されたので、慎重にという事を何度も確認をしながらお出しをさせていただいた訳であります。これは部会の皆さんが検討をしてきた事であります。ですから維持水量がゼロというような状況で果たして財政ワーキングのなかでは案として扱っているのだろうかという問題点も、何度も申し上げますように出たという事でございます。そういうなかで試算をしるという事で出されたものでございますので、財政ワーキングはあくまでも一つの資料という事で、財政ワーキングをこの案の最終物を出したという意識は持っておりません。

高橋部会長

そういうように受け止めていただいているんですか。よろしいですか。その他ございますか。はい、どうぞ。

中村特別委員

宮澤委員にお尋ねいたします。先程財政ワーキングの話合いの中で、井戸を掘った場合に下流の豊科との調整が可能かどうかというような事が話合われたという事をおっしゃっておられましたが、もう少し詳しい内容をお尋ねしたいと思います。

宮澤(敏)委員

その問題の事につきましては、財政ワーキングでは井戸を掘った場合そういう条件も当然つくだろうと、そういうのも検討材料のなかに入るけど、それも大丈夫、やだって言われるかもしれませんが、財政ワーキングの場合数字を今回は事務的にはじいただけでございますから、そういうような問題を一切考えないでこのような試算をしたという事でございます、深いそれ以上の論議は一切ございません。

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

だからそういう発言がね、宮澤委員さん。何と申すか私達に不安定材料というのですか、ここには豊科町の町長さんもおられているのです。そして流域としてここに参加されてその事を決めているのです。利水を井戸に求めていくという問題であるとかいうのは、だから豊科町はそれにどうお答えになりますかというのはやはり私余計な事だと、ここの部会については、現に流域の首長がここに参加されている訳です。そこで確認をしてきている内容ですから、その事は利水は財政ワーキングで議論になるなんていうのはちょっと私は理解できません。

高橋部会長

議論した訳ではない。誤解されてしまっている。

宮澤（敏）委員

田宮さん、ちょっと誤解されてとっておられますね。私共はこの案とか、この案で執着して財政ワーキングは誰もかかっておりません。少なくとも、この論議をする時は、ですから維持水量がゼロであっていいのか、ここで新規に井戸を掘る場合は下流の方から色々言われぬか、そういう色々な様々な条件があるではないですか。そういうような事も話をしなかつたら、して現実っぽいものかどうか、それから要するに県の方で、ここでもって県で全部負担しろと言われて、それで県が全部負担できるかどうか、そういうような問題点も含めて論議をしたという事でありますから、今中村さんにお話しましたけれど、それ以上の話は何もしておりませんと申し上げた通りです。ですから様々な条件があるでしょうと、この案を試算する前に生じてくる、そういうようなものについての検討の内容の事については一切度外視してやりましたよと、こういう事でございます。

高橋部会長

不安材料はたくさんあるけれども、そういうものも無視しますよという事なのです。

田宮特別委員

それでは今例えば中村委員さんが質問した事については、それは無視したという事ですね。

高橋部会長

無視した。

田宮特別委員

無視してという立場で聞けばいい訳ですね。

高橋部会長

金は出ないですよ。

田宮特別委員

そういう事ですね。じゃあ了解しました。

高橋部会長

そういうふうに理解して下さい。

田宮特別委員

じゃあ誤解していました。



高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

今、95億3,000万円ですか、村の利水の場合の負担金が出たのですけれども、ただこれは最初から分かっていた事なのですよね。私達が案を出す時に、この例えば当初の150億円だったとしても、私は85億位は当然三郷村にはそういった負担金はくるのではないかと、金額の問題よりも、ここで僕らが議論してきたというのは、負担率を県か国が補助してくれるシステムを頼もう、そして県には脱ダム債というものを知事が表明している、そこで私達やったのですよね。ですからあくまでもそれを県の方に今出してという事で、高橋政策室長の方ではそういった事も踏まえて出して下さいと出ている訳ですから、金額の事は私いいと思うのです。はっきり言って。部会長も今言いましたけども、100年で考えたら3分の1の考え方もできると、色々な考え方もありますし、私共はダムなし案という事で前回一応出た訳ですから、それに対してあとはその委員会なり県の方でこれをしてくれと、私はそれを前提として決めたと考えています。はっきり言って。金額の幾らではなくて。当然三郷村さんにこんな95億負担していただくなんて事は考えていませんし、今までだったら37億でしたらそれに対して幾らかは、60億位をどっかから負担してくるシステムをここで提案しようと、場合によったら法律改正運動したっていいのですよ。そこまで考えていくそれが私三郷モデル、この委員会の役目でいいと思います。皆でそういったモデル出して法案こうしていただこう、河川法変えていただこうと、そういった提案までしていてもいいと思うのですけれどもね。

高橋部会長

はい、どうぞ。

青木特別委員

今、植松さんも言われましたけど、三郷村で実際に本当に水道水の事で困っているという事が実際にある訳で、こういう金額を提示されたとしても、実際にも村では払うというような余裕は全くない訳ですから、やっぱりダムを造れば国からお金はくるけれど、ダム以外の利水対策にはこれだけ地元が負担しなければいけないという事を変えていくという事をこの部会でやっぱり提案していくという事が必要でないかと思うのです。

高橋部会長

分かりました。これはむしろ委員会でもその論議をしております。委員会として国に提言すべきというご意見も出ております。当然それが長野モデルだろうというご意見も出ております。ですから先程も私が申し上げましたように現法制下のなかでは、それはもうどうにもならない訳です。お金じゃあないのです。法律なり制度を変えない以上クリアできないのです。どういう形をとったとしても、ですからその辺を私は課題として挙げて、なお且つ実施については条件をつけ

てという案を、この前も五十嵐先生も非常にいい事だと、それはいいじゃあないかと、期限を切るという事はいいじゃあないかという話から、監視員というものも作ったらどうかと、そして本当に県がやるかやらないか監視させたらどうかという話まで実は進展は、進展と言いますか、そういうところまで委員会も、委員会だっていき詰まりますよ。全く同じですよ。部会も委員会も、何ら変わりませんよ。お金の問題、法の問題になりますと。どうぞ。

宮澤（敏）委員

現実問題、地方自治法の147条でしたか、この村の責任者として水道行政をやっていかれる村長さんの苦渋というのは、これはこの数字を見てもたいへんな事であります。でも先程申し上げましたようにこれは先程言われたこの部会での審議の内容に基づいて、要請されてワーキングが出した数字です。これをどういうふうに扱うかという事は、この数字があるからどうのこうのという事ではなくて、皆さん方でお考えいただければと思います。さあそれでは一番困るのは、検討委員会はいいいのです。ちょうど真中ですから。部会のこの三郷村の住民の人達の水道水、今青木さんおっしゃられたように、困っているという問題どうするのか、ここら辺の具体的なお話をしていただければと思います。先程植松さんから言われた、要するに負担を変えていこうと、ないしは水道の問題については、こここのところ49億8,000万、今、新しく出てきた訳でありますけれど、そういうような問題点の49億8,000万の、ちょっと今村長さんも誤解されておられましたので数字をもう1回言いますけれども、49億8,000万が水道、残り95億から引いた額が農業用の関係の下から梓川から取るという事に生じる、皆さんが選ばれた私共問題にした今日の問題のなかの農業用水の関係で今新たにそここのところ出てきているという事でございますから、95億が全部水道の数字ではなくて、45億5,000万は農業用水から取水と、それは梓川から取るという事をここで決められたからその数字が出てきただけの事でありまして、それが決定のものではありません。私も先程申し上げましたように、五十嵐座長と財政ワーキングのなかでも、新幹線方式、今部会長も言われましたが、それは個々に話しているだけでございます。具体的な対策案として国にないしは県に新しい方式をやれと、それがどういうふうにして法律を変えていくのか、どうするのか、ここら辺のプロセスも又重要な問題だと思います。ですから部会として現実の地元の地域に一番密着したご意見を吸い上げていただくために、この部会は治水・利水の条例に基づいてできているものでありますので、なるべく地元の生の声を反映するという事が部会の主旨であろうかと思っておりますので、どうか多くの論争をしていただければとこんなふうに思うところです。

高橋部会長

はい、丸山委員。

丸山特別委員

その財政の事でお聞きしたいのですけれども、この前私もお聞きしまして、ダム債を発行して支援するというようなお話で、どの位の支援かなあという事で、漏れ聞くところによると 補

給程度という事なのですが、そんな事で果たして村がやっていけるかという事は非常に不安がある。それからもう一つは仮にダムを縮小案という話になってきた場合に財政的な負担がどの位になるかという事も是非、むし返しという事ではないのですけれどもやっぱりご検討いただきたいというふうに思っておりますし、それから調整池、これは素人で申し訳ないのですけれど、調整池の位置ですけれども、調整池については河川のなるべく上流に造るとというのが理想的だと思うのです。下の方へ行って例えば三郷村の田んぼの中とか、豊科、穂高で造ってはその間の調整にはならないので意味がないと思うのですけれども、その調整池の位置の事について県の方から聞かせていただければというふうに思っております。

高橋部会長

豊建お願いいたします。

豊科建設事務所

先日公聴会に出す案という事で、黒沢川、万水川の治水という事で資料 91 という資料をご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。部会案という所が右下にありまして、川の絵と調整池のイメージ図というものが出ております。現在調整池として想定しましたのは、先程丸山委員さんおっしゃいました上流側の方が効率がよくて安価でできるという想定の中なかで、大堰堤、第一砂防堰堤より上流にもう 1 個、4 つ目の調整池を造った場合という事で試算をさせていただいてあるという事でございます。以上です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

今、財政ワーキングの結果について討論していた訳ですけれども、今次の段階に入っていますけれども、次の段階でいいですか。

高橋部会長

はい、いいですよ。

久保田特別委員

維持流量ゼロでこういうお金になった、それに対して補助をどうするかという話になっているのですけれども、それ以前の段階として、いわゆるダムなし案の部会案は私流に言えば成り立たないと、先程言いましたように維持流量がゼロという問題がまずありました。水の収支計算だけの事をちょっと私県の幹事に確認したいのですけれども、黒沢川の水利権最大出せて 4,100 t です。それから維持流量を引くと維持流量が 2,300 t です。それで小倉地区の生活用水これが 1 日 1,200 t です。これを引くともう三郷の水道水には 600 t しか水利権の許可が与えられないと思うのですけれども、これで間違いはないかどうか返事をいただきたいと思います。

高橋部会長

そういう事になる。計算はね。はい、どうぞ。

豊科建設事務所

数字的にはその通りでございます。2,300 t 維持流量というのは現在ダム計画でやっている維持流量です。そこだけ確認しますと正にその通りでございます。

久保田特別委員

そういう事からいくと、今宮澤委員さんから話があったお金はまだ増えてしまう訳です。言ってみればもう部会案は成立しないという事です。あと他の土地改良区との折衝だとか色々な問題がありますけども、それがクリアされたとしても、それ以前の話でこの案は成立しないのです。そういう意味からみればもうだめな話で、補助金だとか何とかじゃあなくてこの部会とすればやっぱりダム案しかない、これダムなし案でこういう事も検討してきたけれども、こういう問題にぶつかってしまったと、治水・利水の場合は私は当初目的を達成するためには現時点ではそれしかないと思うのです。それ以外に何かあるのならこういう部会案も検討しましたと、ところがこういう問題で突き当たりましたと、お金もはるかにかかりますと、はるかと言いますか私に言わせれば今までダム案の検討してきたなかで、今回のダム案で問題点はやはりああいう急峻な所だから費用対効果が悪いと、まずこの1点です。その次がやはり環境的な面が調査不足と、これは植松委員がずうっと指摘してきました。こういう集約すればこの2点だけだと思うのです。それで今財政ワーキングの結果を出してもらったら費用対効果はダム案より悪い訳です。それで調整池を造るという案も結果的にはこの資料がある通り改変面積はダム以上に広い訳です。それで第4調整池を造るとしたら、今ありましたけどもミサトピアの上流しかない訳です。あそこは本当に自然林で自然の雑木ですか、そういうのがある訳です。あれを全部切るとなったらそれこそ自然保護派からみたらとんでもない話です。そういう意味からみれば私はもう現時点で法律的な面をみればダム案しかない私はそう思います。それ以上何か法律を改正するとか何とかという事になれば、それで又長い目で県の検討委員会なりで検討してもらえればいい事であって、我々この部会とすればもうそれしかない私はそう思います。

高橋部会長

はい、それはご意見としてお聞きします。その他ございませんか。はい、どうぞ。

田宮特別委員

調整池の事について県の方としては、その前回の時に流末から上流というような意見が少し出て、いや私は流域全体ではないかと言うふうにちょっと言った記憶があるのですが、流末部から上流という考え方、県の方がと言った事から考えてそのへんで県の考えというのはあるのですね。所謂現在出されているその、赤沢以外の

高橋部会長

あのですね、その件についてはここで審議をした経過があります。私の認識では、それは具体案というものは無いけれども、

田宮特別委員

わかりました。

高橋部会長

そういうものを出してしまうという問題があるからという経過を踏まえてやっておりますので

田宮特別委員

はい、わかりました。あの、こういう話を論議をしていくと、結局確認の問題がね、その何て言うのですか、所謂その蒸し返しの中のひとつの議論というふうになってくると思います。と言う事でちょっとまあお聞きをしたかったのですが。

高橋部会長

私は蒸し返しをやるつもりは更々ございませんので。はい、どうぞ。

植松特別委員

あの、いま久保田さんのもう一度ダムというご意見だったのですけれども、これに対してまったく違ましてですね、あの久保田さんが費用対効果の面ですね仰られて、確かに維持流量ゼロを変えていけば、ダム無しのほうが費用はかかると思います。で、脱ダム宣言にもあった様に、されどあの費用がかかったとしてもコンクリートのダムによらない治水対策をしていこうと言うのが、今長野県の方針になっている訳です。これは知事の方針ですけれども。そう言った意味で本当に費用対効果というのは長い目で見たら、やはりあの現実的なお金の問題だけではなくて、いろんなシステム法律を変えて新しい治水対策をつくっていくというのが、先程申したこれからの長野モデルだと思っていますので、それだけでは見ていただきたくないと、やはりあのこれからたくさんの方の困難があります、その困難をなんとかクリアできる余地はいくらでもあります。ここで水利権だとかですね、そう言った問題をですね、変えていきたいという事あるわけですから。それをやっていこうというそれで私の意見ですけれども。

高橋部会長

あの、ちょっと待ってください。先程あの数字をあんまり言うのがちょっとあれかも知れませんが水利についてはね、皆さん先程宮澤さんの方から報告ありましたように、ダムの場合は約140ですよ、河川改修の場合は75 まあ半分になった訳ですよ。ですから治水については費用対効果をみればもう愕然としている訳ですよ。倍になっている訳ですからダムの方が。但し水利についてはですよ、水利については目的が、多目的なダムなために当然上がるのは当然なことな

のですよ。3億が30億とか50億になるのが当たり前なのですよ、当初ダムの計画の中では3億という話ですけれどもね、乗っかっちゃっていますので。で、農業用水についてもはっきりその分けられないのですよ。ダムの時には農業用水はいくらと言うふうには分けられない。水道水がほんとうにこうだというのは非常に難しい。その貯水量配分という事が出来ないし、まあいろいろはっていますので。あまり費用対効果っていうのもわからない訳ではないですけれども、利水というのは非常にまあ問題だ。でじゃあゼロをやめて1,800t、だから足りないからやめますよという発想と、1,800でも水利権を確保しましょうかという話になろうかと思うのですけれどもね。そのへんはそれこそどっちが得かっていう話は皆さん本当の話をしていただければありがたいと思っている訳ですよ。はい、どうぞ。

丸山特別委員

知事の言われる脱ダム宣言についてですね、今そのダムをつくらないというようなお話あったのですけれども、脱ダム宣言の中身聞いていますと、出来る限りコンクリートのダムを造るべきではないという事を言っている訳ですね。出来る限りってことは、やむを得ないというような意味もとれると思うのですけれども、もう絶対ダムはだめだという事ではないと思うのですが、そのへんの考えはどうでしょう。

高橋部会長

あのですね、その話はぶり返しになるものですから私はさっき言ったでしょう。条件の中に期間を設定して、条件の中にそれを皆さんそれをいれたらどうでしょうかって発想を私は言いたいのですけれども、その間に県がやれなかったらダムに戻しますよって条件を入れたっていいじゃないでしょうか。私はそういう条件を付してという話をまあしているわけですよ。どうですか、その問題に対して。

丸山特別委員

しかし、先程久保田さん言われた様に、

高橋部会長

じゃ実現があるようにするにはどのようにすればいいんでしょうか。教えてください、ダム以外無いって言うでしょう。

丸山特別委員

部会長は絶対ダムを造らないってそう言うことでしょう。

高橋部会長

いや、絶対造らないって、私は造る訳じゃないので言ってない。そういう委員会あたりの一級河川ダム造るところあります。それこそ、非現実じゃないでしょうか。うーん、そうですか。だからそういう、条件を付してどうでしょうかと、私は妥協案を出しているわけですよ。青木さんが先だったですね。ごめんなさい。

#### 青木特別委員

えーと、私達はまあ素人ではありますが、この流域部会に参加しまして、ま、最初当初の話では約4ヶ月で結論を出すということで、それはもともとあの、プロの方も居られるわけですけども、私達が素人としてこの部会に参加して、その十分話合っただムを造るか造らないかということについて、本当に実現性があるってこれなら絶対大丈夫だということは、そういう案を出していくということは考えられないわけなのですよ、もともと。私達は素人で行政ではありませんし、お金をどれだけつくるとい権利を持っているわけではありませんので。それで、まあ知事選があったりしまして、あの、延びてはきているのですけれど10回目で一応部会長案を皆さんで、あの、確認したと、そこのところをもし崩すとすると、じゃ、なんのために私達はこれまで議論してきたかということになると思いますので、今部会長さんが言われたように、あの附帯条件をつけて、あの、この部会のまとめとして出していくというのが、それでいいと思います。それで維持流量につきましても0という数字はまあそれは考えものだということはよくわかるのですが、この維持流量についても部会の中でも何回も話し合いが行われまして、実際には流れているのじゃないかとか、あそこには魚は生きているのだし、実際に釣りをしている方も居られるのですよね。だからあの実際には流れているのだから、現状維持でそれで今の状態をあの自然を保護していくと、そういう考え方でいいのじゃないかということである程度部会の中でもお話がね、村長さんもね、川流れているとおっしゃいましたし、久保田委員さんもあの、どうかしてその維持流量を少なくする方法がないかってことを熱心に話されているわけですから、この10回目のこの部会長案でそれで附帯条件を出してこれでいって事でいいと思います。

#### 宮下特別委員

あの、私もその意見に賛成です。昨晚のニュースを見ているも扇国土交通大臣が、新規のダムは造らないという事を言っているわけですよ。ですからダムを造るとい案が出てもやはり長期化するとい事を考えればやはり、現在のダムなし案を答申していく方が今の附帯条件をつけて答申していく方がいいのじゃないかというふうに思います。ですから、法律の改正も含めた中でもって、答申していくべきだといふふうに思います。

#### 高橋部会長

務台特別委員、いいですか。はい、久保田委員。

#### 久保田特別委員

あの、何回も私言いますが、この部会の案はですね最低水の収支計算だけは、理屈に合っていないからダメですよ。それで、さきほど、もう一度私あの、幹事の方に確認しますが、生活用水を土地改良区からの、梓川の土地改良区から供給できるかどうか、これをイエスかノーか。前は100%駄目ですと言っていますけれども、これが出来るかどうかお答え願います。

#### 幹事（松本地方事務所 土地改良課）

地方事務所の土地改良課ですけども、雑用水につきましては、水利権につきましては、前々

から梓川の頭首工で水を取っているのは農林水産大臣なのです。そして、許可を出すのが国土交通大臣なのです。ですので、雑用水をそこから取れるか否かというのは国土交通大臣の判断だとは思いますが、ですので、前回の時、私はまあ 100%難しいというふうなお話をしたんですけど、私個人的には国土交通大臣は、下流にもっと水を流せというようなお話をされるので、難しいんじゃないかというお話をしたわけです。要は、国土交通大臣が許可するので、地方事務所の私としては、あのそれしか申しわけありませんけど、言えないのです。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

私はね、地方事務所さんに答えを出せと言っているのじゃないですよ。現法律でどうですかと、それだけお答え願えればいいのです。現法律であの出来るか、出来ないか。それだけでいいですよ。

高橋部会長

出来ないのじゃないですか、全然権限がないのでしょ。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

地方事務所の土地改良課ですが、それは水利権を許可する国土交通省、あるいは建設省の判断だと思います。私どもには権限ないものですから。

久保田特別委員

ですから、現在の法律でその国土交通省ができるか、できないかという事ですよ。土地改良区の水は農業用水な訳ですよ。生活用水は農業用水じゃないわけですよ。そこではっきりしているわけですよ。ですから、生活用水まで私は農水大臣が水利権を取れないと私はそう思っているのですよ。取れるか、取れないかそこだけはっきりしてください。

高橋部会長

それは、とれないのだ。目的が違うものね。

幹事（松本地方事務所 土地改良課）

法律上と言われますと私も分からないのですが、土地改良区がその生活用水を単独で取るという事は、ありえないと思います。ただ、法律上といわれるとちょっと調べさせてください。

久保田特別委員

河川課ではどうですか。



高橋部会長

河川課では許可の与える方で久保田さんの質問は農業用水から生活用水を権利を与えて頂けるのでしょうかと、法律上与えられるのでしょうかということですか。

久保田特別委員

そうです。

高橋部会長

それは河川課でいいじゃないですか。

幹事（河川課）

先ほど地方事務所の方もお答えしたとおり、まあ、くどいようですけれどもこれは国土交通大臣の範疇にあるのですけれども、基本的に農業用水というものと生活用雑用水まるっきり目的が違うものになりますので、雑用水の権利を取得しようとするればそれは新規の権利を取得するという事になりますので、必要な書類をそろえて頂いて申請になるという事でございます。

久保田特別委員

農政大臣が申請することではないっていう事ですね。

幹事（河川課）

要は使用する水利権を持つ方が申請をするという事になります。

久保田特別委員

南小倉だとか中塔、洞合がやれという事ですね。

幹事（河川課）

使われる方が申請するということです。

高橋部会長

当然ですね。よろしいでしょうか、はい植松さん。

植松特別委員

ということはいまあの、いまのこと咀嚼すればですね受益者が、ええと申請すればいいわけですよ新規の国交省の大臣に。そういうふうに私解釈するのですけれども。ですから先程ですね、改良区これ農業用水の方でしたけれども、これ国交省に申請してくれと、それと同じようにすれば生活雑用水についても直接私は申請すればいいというふうに解釈したのですけれども。

高橋部会長

あの、植松さんね、それ絶対量のあってですね、しかも河川法上全てクリアしてまださらにあるよというのならいいと思うのですが、絶対量のないものを、それはないのじゃないでしょうか。さっきの話ね。

植松特別委員

さっきの農業用水ですけれどね、農業用水と生活用水違うのですけれども 3t 分余裕あるわけですから、それに対して国交省にこういったシステム何とかできないかとそういった申請です。何もやらずにね法的に法律で駄目だ駄目だといっちは何も始まらないですよ。まず、第1歩やってみないと、で長野モデルではこういうふうにその検討委員会なり方針を出して是非頼むと、やっても見なくてですね壁があるから駄目だと、私それじゃ何も進まないと思いますけどね。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮下特別委員

わたしも、そう思います。先程の説明の中でも全工事 200 億ですか、そのうち国が 70%、2/3 ですね。それから県が 1/3 という、税金を使っている工事なのですよ。これ国民全員の権利がある工事なのです。ですから、そういう意味でやはり、地元から県、国というかたちで手順を踏んで、それなりきの申請をしながら権利を取得していくことをしていくべきだというふうに思っています。それも附帯条件の中に含めての答申案を作っていたらいいのじゃないかなと思います。

高橋部会長

大体ご意見を頂きましたけれども、まあ、公聴会を開催。

丸山特別委員

申しあげましたけれども、中信平左岸の土地改良区ですね、その意見を申し上げたいという先程のありましたね、やっぱりそれとかね、やはり村の中で今いろいろとこう意見が錯綜してしまっていて混乱していますのでね、できればそのへんのところのそのご意見を汲んで、その次に部会長言われた方向へ進んで頂きたいと思うのです。

高橋部会長

ですから、前回までの確認だと 30 日公聴会やるという話でしたけれども、今の維持流量 0 の問題等々ありますので、再度私としてはこれらを維持流量今日 0 でなくて、ちょっと前回も何人からもご意見が出ておりました。現状維持という表現でやって、そうして、当然久保田さんからも指摘されているように、当然そうなりますと農業用水は当然ですし、利水もそうですが上水道も高くなるわけです。計算どおりにいきますとね。そうすると、数字はやはり正しい数字でいかざるを得ないという事になれば、運用は別です。運用という言葉悪いですが、実際はそれではじいて頂くというかたちをとらざるを得ないと思うのです。そうしないとまあ公聴会は開けないだ

ろうと思うわけです。それで、委員会としてはあの私はもう金額は見なおすつもりはないですと、実は委員長に言ったわけです。当然大きくなるのは当たり前ですから。それも委員長とは最後には、やむを得ないという言葉使ったかちょっと忘れましたが、そういうケースもあってものじゃないですかというように、言っていましたけど。私は、そんなまとめをしなくてはならないので、その事務局と今相談しますけれども、もう一度、今日皆さんから出た審議の中で見なおすものについて決めて頂く。ここを見直さない。例えば維持流量どう言うような表現にするかをまず討議して頂きたい。決めて頂きたい。一番問題は10年のデータなのです。今、本当の生のデータというのは、ダムでは引き伸ばしやったりして20年取っていますが。黒沢の実際の水系を作って、水量を作って測っている水のデータというのは10年なのです。ですから、最湯水なのですよね4,100m<sup>3</sup>/日というのは、感じとして皆さん流れているじゃないかというけれども河川管理者とすれば、それをやはり正としなくてはならないというものがありますので、継続してその維持流量、調査しろとかいうような条件もつけて、現状維持という維持流量については、現状維持とかたちで1,800m<sup>3</sup>/日という形をとるか、一切黒沢川からは取らずにもとへもどしてオール9,600m<sup>3</sup>/日は平成20年までに9,000m<sup>3</sup>/日にするような設備を作るという形をとるかこの選択肢だと思うのです。その辺どうでしょう。丸山委員さんが一番頭の痛いところだと私は思いますけれども、その辺ご意見ございますか。もうひとつに、二つしかないのです。はい、どうぞ。

丸山特別委員

あの、三郷村の水道はご存知のようにまあ、黒沢川によっているところが強いわけでございまして、しかも表流水という話でこの水はおいしいということで皆さんも村民も理解していると思うのです。ですから、ま、何とかこの黒沢の水というのを私達の飲み水に使いたい。使うように皆さん方もご協力頂きたい、というふうに思います。ただ、まあ維持流量の問題とか絶対量とかの問題もあります。ありますけれども、村の立場ですら、それじゃ9,600t下からとるという事になりますと、今日出た数字のまた数倍というあれになりますね。それと先程、豊科町長さんもいるし、穂高今日来ていないのですけれども、下流の取水にもものすごく関係してくると思うのですよね。ですからまあ、そのへんも考慮して頂いて黒沢の水を何とか活かして頂きたいというような気はしますけれども。

高橋部会長

はい。

青木特別委員

ええと維持流量についてですが、先程ダムを造った場合2,300m<sup>3</sup>/日というお話だったのですが、ダムを造らない場合も2,300m<sup>3</sup>/日。

高橋部会長

関係ないです。

幹事（豊科建設事務所）

あの、もしかしたら言い間違えたかも知れませんが、ダムを造った場合ではなくてダムを造るときに調査した時の数字です、ということです。ですから、今の段階では、それが維持流量ということになると思います。計算上そうなります。

高橋部会長

はい、もう詰めになってきましたので、こうやっぱり本当の話といいますが、そういうやはりそういう話にしていかなくちゃならないと思うのですけれども、私は最初から三郷村の水道水というのはなんとか確保してやりたいというのが基本の、しかもそれが黒沢からというのは私も基本姿勢は今も変わっておりません。ただ、あまりにも数字をやりますとどんどん減っていつてしまうわけです。その辺が皆さんもよく理解して頂いて、計算上1,800m<sup>3</sup>/日でもなるけれども、これはなんとしても水利権として確保しようじゃないでしょうかと皆さんから確認を頂ければそのような試算をしてもらって、4,100m<sup>3</sup>/日 維持流量0というのは駄目だというのは確かに皆さんご理解示して頂いたようですし、私はそれは0でいいとずっと推しとおしたのですけれども、それは4,100m<sup>3</sup>/日というものは欲しいがためにごり押しといいますが、そういうものも委員会にかけているわけです、なんとしても私は引きませんよと。維持流量0という問題については引かないといって、議事録呼んでいただければわかりますけれども、言ってきたのですけれども、もう先程来話があるように現代の社会環境からいって維持流量0なんていう言葉では如何なものか。非常にそれはいろいろそれは皆さんからまずいと言われました。むしろ現状維持でどうでしょうかと、この辺だけ、ちょっと詰めていただけるとありがたい。はい、どうぞ。

二木特別委員

いろいろ、私どもも勉強したりいろいろしていますがね、今、そのクリアできる面はクリアできるとは思いますけれども、その辺が年数もかかるし、時間もかかるといういろいろの問題点が、一番の問題点はあの土地改良区の水だと思うのですがね。これはやはり利益者が毎年、毎年水使用量を反別によって負担をしていますからね。だから安易に農水省が許可するとか、あるいは建設省が国土省が許可するっていう、それじゃ誰が申請しますかそれ。我々が申請するのですか。そこらところがねよくクリア出来ないのですよね。話がわからないのです。それから、財政の面もね、10年だ、10年だというけれども、投資は初年度から投資していかなければ、うまくいかないわけですからその点もやっぱり、はっきりねあの見通しのつけるものに対して投資が出来るのですから、それは附帯という事でも出してもいいのですけれども、もうちょっとね時間を頂いてね論議して頂けないかなというように私は思いますけれどもね。それから、もう一つ先程財政の件を公開とか非公開とか言っていました、今日も多分公開部会だと思うのですよ。だから、公開しないと公開しないと云って宮澤委員さんから発表しちゃったのだから、これは公開と同じですからね。そこのところを又いろいろ言われても困るのだけれども、もうこれがね、えー、なんですか公開しないで論議するなら話もあるのだけれども、公開しておいてだね、そういうのは伏せておこうとかそういう問題じゃないと思うのです。ね、だからその点もね、やはり我々も慎重にね事を始めなきゃいけないじゃないかと思ったり、まあそんなにね、あの、いろいろ言わ

なくてですね、附帯事項でいけるものならいけるのだけれども、ただ問題が附帯事項でも我々が申し上げたことが不可能な場合だってあるわけですから、その点を不可能じゃない点で附帯事項としてお願いするというような、先の見えないものをね、附帯事項であげたってどうにもならんと思うのですよ。だからその点ももうちょっとあの我々の考えも何ていうですか、汲んで頂くとて言いますかそういうような形を取って頂きたいとこう言う事でございます。

高橋部会長

いいですよもういいですよ。

宮沢(敏)委員

財政の問題じゃなくてですよ。今のまとめ方私は検討委員という立場でまだ発言する場所がありますので、私どもはなるべく発言を避けてきました。部会で大いに論議をされて頂いてそれで進めて頂いて、私ども財政の問題いろいろあります森林の問題とかワーキングとかそれぞれしました。それで一番問題は案で絞りますと附帯事項は附帯事項で一応町村長さんも出席されておりますので、町村長さんも認めたという形の案になりますと、それは方向になりますよ、村の。そういう事は当然この行政の枠の中で、要するに費用を出してやっている会議ですから、グループの仲間の会議と違いますよね、そこもよくよくそのこの会議の部会長報告の重さもよく考えて頂きたい。それから植松委員さんが言われた問題、私は提起するのは結構だと思います。大いにいいことだと思います。でもそれが全ての結論で出されますと実際に行政は進んで行かないですね、それはそれで大きく一つ出されることは私は大賛成です。だけれど実際に一番今回の問題、ダムで残っているのは治水で残っているダムはほとんどないのですよ。利水で残っているダムが殆どなのです。だからこの黒沢のダムの黒沢の流域の治水対策利水対策はそこが注目されているところであります。ですから今回そういうようなことで、出された訳でありますから、そこらへの結論は、みなさんの中で厳正に選ばれて、そしてここのところは公開で議事録もあれして、県も相当な幹事会もバックアップ体制をつくりながら、私どももそのことで来ている訳でございますのでここで出されている結論はそれだけ重いという事だけは十二分に理解をしていただきたいとこういうふうに思います。

高橋部会長

よろしいですか、あの。

丸山特別委員

左岸、中信左岸土地改良区とかですね、例えばその南小倉の水利組合、私心配するのはですね、今度の部会長案もそうですけれども、あれが一人歩きして今日来た連合の山田さんも新聞で知る程度だと、で全然わからなくて来ちゃったと言うような事なのですよ、ですから村の中で特に南小倉と中信平左岸土地改良区は三郷村にありますからその中で私のところにもいろんな意見が来ているのです。ですからそういうそのいはずらに混乱が無いような形で進めて頂くには、是非その土地改良区中信平左岸のですね意見ないしはその南小倉の意見をもう一度聞いて頂きたいと

いうふうに思います。

高橋部会長

部会長案部会長案って言われるのですが私はその都度確認を頂いて提言して皆さんがいいですよと言う事で表に出ている訳ですから、その辺少し私悪いものになるのは結構ですけども、委員のみなさんもそれぞれの立場で来て皆やっている訳ですからご理解を頂きたい。はい、わかりました。それから、今土地改良区をお呼びするって話はちょっと次にして頂きたいって、まず維持流量の扱いを私今反省をしておりますので、その辺をやはりどういうものでしょう。現状の維持流量を確保すると言う事で考えるということで如何なものでしょう。現状の流量確保してという形の中でやると、数字はあんまり言わずに、数字は言っちゃうとさっきから言っている様に数字は4,100 のって事になります。

久保田特別委員

私は高橋部会長の考え方うんとわかっているのですよ。水利権とればなんとかなると、十分わかっているのですよ。ただね、そうするとじゃ黒沢の表流水を何t取るとかというその数字も無くなっちゃうのですよね。

高橋部会長

計算では出ます。1,800 ですという事です。

久保田特別委員

1,800 そうじゃないでしょ。今だと4,800

高橋部会長

4,100 なのですよ。

久保田特別委員

4,100 とると言っているわけですけども。

高橋部会長

その数字は4,100 で現状維持という事になると先程言っている10年の実績を見るとね、4,100 ところいっているわけでしょう。で、その4,100 のね、私はさっきちょっともう少し調査して欲しいというのは4,100 というのは10年の実際のデータしかないものですから果たして4,100 なのかなあ、もう少しあるのじゃないのかなというのがもう一つあるわけ、とそれから現状維持しようとする場合に2,300、2,800 といったですかね、これは数字上やむを得ないじゃないでしょうか。ただ、久保田さんの言うように0.5tなのか0.6 とるのかというのはね、これから検討課題だと思ふのです。維持流量のね。

久保田特別委員

雑用水の話はどうするですか。

高橋部会長

ですから、その取った中の内訳についてまで我々がやれるかどうかというのは疑問ですよ、それは。

久保田特別委員

それはそうですけれども、そのせめて算数だけは合わせておかないとこれはどうにもならないですよ。あの極端なこと言えば違った数字でもいいですから合わせておかなければ案にはならないという事ですよ。

高橋部会長

だから、雑用水はその土地改良区から頂く。

久保田特別委員

いや、それはさっきから言っているように駄目だといっているわけでしょう。だから県が責任もって取れますとここで返事してくれればいいですよ。だめなわけでしょう。

高橋部会長

だけれども今日質問の中で、雑用水も農業用水という、はっきりは言わなかったけれども認めているような話でましたじゃないですか。

久保田特別委員

そんなこと言わなかったですよ。

高橋部会長

言わなかったですか。

久保田特別委員

だから今までの資料をね、全部雑用水なんてなくてね農業用水にするとこの部会ではそういう具合にするのだと、幹事もそう言って、そう言えばそれは案になるでしょうけどね。今まで全部公開で資料出しておいてね、それは違ってましたというわけにいかないでしょう。それは本当にダムなしでねやれというならそれなりの理論武装をして、本当に先程宮澤委員が言いましたけれど、これだけの行政の責任者がいるわけですからこの人達が本当に責任もってそれでいいですよ、結局あれですよ、これだけの人がいてダムなしいいといえは知事はほれみたことかとかでそれで終わりじゃあないですか。私はそれが恐ろしい話なのです。だからほんとにね真剣に考えた方がいいですよ。あの知事の言っているのだからですね、安易に国から補助金が出ると言って

安易にダムをつくるのはいけない。だけどこれだけさんざん検討してきた結果ダム案しかないということですから、黒沢川には水が流れていない訳ですから、その水を使おうとなればやはりダムを造るよりしようがないじゃないですか。それがダムってものですよ。だからね、本当に絶対ダムがもう黒沢川が無いのだと、ね、言えば話は別ですよ、だからね、もう少し私はね理論武装しなければ駄目だと思うのですよ。それはねえ、例え何tでも水利権をとれば黒沢川からとれば、あとはなんとかなるってのも、私はわかりますよ。それはわかりますけれども、その前段で理論武装が無ければ駄目だって事です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮下特別委員

あの何でもその黒沢川から取らなくても、水はやはり公共のものでありますから、どこの水利用してもいいと思いますし、これから広域の市町村合併が考えられている時期にですね、烏川とか穂高川は水が流れているのですけれども、他の町村は、全部井戸水によっている訳なのですよ、ですからそういうふうにならなくても、井戸水によって利水はまかなっている訳ですから、そういう事を考えれば、やはり黒沢川の水を無理に利用しなくても、利水は考えられると思いますので。今部会長のようにやはり、維持流量現状維持という形でもって、法整備によって、費用の問題、それから水利権の問題は、解決する事に依って私はダムなし案でも十分にいけるはずというふうにご検討しておりますので、その案でまとめていただきたいと思います。

高橋部会長

ダムなし案とかダム在り案とか言う話は済んでいますので私は受けつけるつもりは更々有りませんけれども。

丸山特別委員

今の宮下委員さんの言われたこと無責任じゃないですか。三郷村の村民のつもりになってものを言ってくださいよ。なんですか、烏川の水なんで取れないか知っています、あなた。ここに堀金の助役さん居るけれどもあれは水利権もってないから取れないのじゃないですか。ちょっとそのへん聞かせてやってください。

内川特別委員

はい、確かに堀金村も水は地下水、どうして地下水を頼るかという事は烏川の水利権というものはものすごく厚いものです。簡単に水をくださいって訳にはいかない訳です。ですから、昔はほんとに万能持って刺し合ったくらい水と言うものは大切なのです。ですから今県の皆さんに、それじゃ梓川の水利権を取りなさいっていったって簡単な訳には絶対いかないと思います。ですから烏川の水であろうがどこの水であろうが水利権ってものは、今ここで我々が議論してですね、何とかしますなんていう話は私は絶対できないと思います。ですから公聴会やってですね、下手



な事を言いますと皆さん責任持って水利権とってくださいと言われると思います。ですからそのへんもしっかり詰めておいて公聴会やらないと、貴方たちいったい何回議論しているのだと、簡単に水利権なんてものどれるものじゃないぞ、と必ず言われると思いますし、今日中信平さんはここに来ないと言う事は、やはりその水利権の問題もうすうす聞いていて、我々が行っても返事できません、と言うことで出席をしていないのだと思います。ですから今三郷の村長さんの言うように左岸の皆さんにもよくお話を聞いて頂いて、それでその話を聞くことは結構だと思うのです。そうでないとこれはちょっと重い、簡単に水利権うんぬんかんぬんって事は、我々が口に出せる問題ではないと私はこう感じております。

高橋部会長

公聴会を控えているわけですが、まず皆さんにおはかりしたいのですけれども、維持流量0の話については、私の提案をのんで頂きまして、現状維持と言う事で、しからば今の計算でいくと利水は、いくらになるか、っていう、まあワーキングに投げかけたいと思います。それで、そうしますと公聴会にお金を出さずに公聴会ができるか、お金を出さなければ公聴会開けないのか、この辺についてご意見をいただければ、ご審議していただければと思いますがいかなものでしょうか。

丸山特別委員

今までいろいろ意見出ているのですからもう一度幹事会の方ですね、検討して提示して頂いたらいかがでしょうか。

高橋部会長

どこ、どういうとこ、具体的にそれじゃ。

丸山特別委員

今ですねダムの話も久保田さんのような話もあるし、不可能な事は無理じゃないかというような事もあるし、ある程度見通しが立つ段階でその部会長案を作れるそのための幹事会でしょう、幹事会の皆さんここにただ聞いているだけじゃしょうがないと思うのですよ。いままでいろいろ出た意見を総合して、やはりこう言うふうにまとめるべきでは無いかと言う事で提案して頂くって事がいいんじゃないでしょうか。

高橋部会長

ご意見は全部報告書には付く訳ですよ、ですからどこの部会もそうですけれども、そう言う形ではまずいのでしょうか。村長さんはどう言うふうにまとめたいのでしょうか。

丸山特別委員

意見を付してというような話ありますけどね、ただわたしも前からいろいろ聞いてまして村の中の皆さん方のご意見を聞くと、まあとにかく不可能な案、それで例えば利水にしてもですね、

40 億 50 億それから更にその全部下から取るとなると 100 何億オーダーの数字になると思うのですね。そんなことでもって一体村長はどうしているのだと言われると思うのですよ。ですからそのへんはね、やっぱり私らの意見も汲んで頂いて、ここに室長さんもおられるのだから意見を汲んで頂いて、もう一回練り直して頂きたいそういう話なのです。

高橋部会長

その他意見ございますか。はい、どうぞ。はい、そいじゃちょっとこちらへ。

水谷特別委員

あの、私はですね、この案を公聴会へということをしてですね、ちょっと待ってもらいましてね、一番の課題はやっぱり、あの水利権だと思うのですよ。ですからやっぱり水利権についてね幹事の皆さんにもお骨折りを頂いて、えーその、見通しねある程度の、ある程度こうやって行けばこうなると、いうそういう見通しかなにかをですね、はっきりそのつくまで、だからこれはあの、つくまでっていつまでもというわけにはいきませんので早くですね、この水利権についての問題を見通しを持ってですね、そしてあの公聴会なりなにかやらないとですねこれはもう、あの、大変なことになってしまうと私は責任持てないと思うのですよね。この案をそのダムなしの案でいこうというこのことについてですね、これを公聴会にかけていく前段でですね、その水利権の問題だけをまず見通しをたてると、このことをお願いをしたいと思っております。

高橋部会長

幹事の方今のご意見に対して何かありますか。ございませんか。見通しつきますか。つけて頂けますか。はい、どうぞ。

幹事（河川課）

今申されました水利権の見通しなのですけれども、新たな水利権となりますと、黒沢でもそうですけれども、相当の実績というか、過去の積み上げデータが必要になってくること、それからそれも短時間でやらなきゃいけないということがございまして、相当日数かかってしまうと思うのですよ。で、今の段階で見通しがつけるかと言われましてもちょっと難しい状況だと思います。

高橋部会長

今問題になっている水利権を、二つあるかと思いますが、農業用水の転換の問題、それから黒沢川からの上水道の水利権の問題。大きく分けて二つあるかと思うのですけれども、そのへんの見通しというのは今の答えでいいんでしょうか。

幹事（河川課）

梓川の方の 3t という話ですがこれは国交省との話もございまして、今すぐというわけにはちょっとお約束出来かねます。それから黒沢についてもですね、私達維持用水はどうしても必要だと言ってございましてその中でどの程度と言われましても早急にちょっと結論が出ない状況でござ

います。

丸山特別委員

今のお話はね、それは河川管理者としてのお話だと思うのですよ。そのことについてはやはり知事がダムなし脱ダムというをやっておりますのでね。これはやっぱり政策秘書室、知事直属の所でそういう、まあ、法律はこうだけれども、知事、先程来出ているようにとにかく何とかするというような事がそのぐらいのふんどしがしめてあるかどうか、そういうことですよ。それは、あの、法律で出来ない法律でできないとそんな事言わなくたって私らわかっているのだから。やる気があるのかないのか、そういうことですよ。

高橋部会長

委員の宮澤さんもおりますので委員のお考えもお聞きしたいと思うのですが、部会で果たしてそこまで、やれるかということです。見通しについて部会としてやれるでしょうかという問題が一つあるわけです。

丸山特別委員

それは出来るだけやるとか、それは無理だとかいう話はあるじゃないですか。その、知事がああいう提案しているのだから、それに対してその何とか交渉するとか何とか、そういう事は当然やるべきだと思うのですよ。河川管理者にそんな事言っただって無理だと思う。

高橋部会長

今日、はい。

水谷特別委員

この水利権の問題がね見通しをある程度を立てておかないとこれが0だと全然駄目だとなれば案自身も基本的に考えなおさないといけないと思うのですよ。これがね水利権の問題がなんとななるよという見通しがですねある程度ないとこれは私はこの案はあの公聴会にかけても難しいとそのように思うわけです。

高橋部会長

はい、わかりました。政策秘書室は来てないですよ。来ていますか。政策秘書室でお願いします。

幹事（政策秘書室）

丸山委員さんからの、お言葉なのですが、河川管理者であるその河川課長の方から先程申し上げましたけれども、私ども勿論知事のですね、その指揮のもと一緒にやっておりますので、それはもう基本的な考え方というのは、先程の河川課の方から申し上げたとおりです。それは同一であります。

高橋部会長

実は今日この会場 13 時までになっておりまして、時間も迫っておりますので、いろいろご意見を頂きましたけれどもいずれにいたしましても、公聴会 30 日の公聴会というのはもう物理的に無理かなとこんなように感じているところでございますけれどもいかがなものでしょうか。それで、いろんなご意見出ておりますけれども、問題は維持流量 0 の問題、それから先程来出ております、左岸、中信平左岸土地改良区の方からのご意見を頂くという事でございますが、これについて次回お願いした方がいいかどうか、ご意見を頂きたいと思いますが、丸山委員の方から是非呼んでご意見をお聞きしたいという今朝ほど出ているわけでございますがいかがなものでしょうか。はい、どうぞ。

宮澤(孝)特別委員

それでいいと思いますが、ただ先程言われますように、あの水の収支の計算といいますが、これはやっぱり委員としてはきっちり把握していないといけないと思いますから、そのようにお願いいたします。

高橋部会長

はい、どうぞ。

青木特別委員

先程助役さんでしたか内川委員さんでしたか中信平左岸でその意見がまとまってないから今日出て来られないだろうというように言われたのですが、その中信平左岸の方の意見がこうまとまるという見通しといたしますかいつになるかわからないようでは、ちょっと呼んでお話を聞くとっても。

高橋部会長

そういうことじゃないと思うのです。この部会で勝手にあなた達、案勝手に決めたのじゃないですかと我々なんにも知りませんよと言う事だと思うのです。ですからあなた達逆に私の方でこんな勝手に案をこしたけれどもどういうものかという事だと思うのです。当然結構ですという話にもならないはずですし、そういう事じゃないのでしょうか。おまえ達勝手に決めていちゃだめじゃないかと聞いてないぞとこういう事なのだと思うのです。であるなら、前回もそうでしたけれど、そういう事であれば来て頂いて、お話を聞きましょうよと皆さんで決めて頂いたはずですから、そこで回答をもらおうという考え方はこれはもう、それからそんなに簡単に固まるものではないという事も皆さんご認識して頂いている訳です。その上に立って我々は代替案としてこういう、ここから頂けないでしょうかという検討している訳ですから。

青木特別委員

私の理解では中信平のね、あの連合の方をお呼びしてご意見を聞くという事をあの、11 回目の

時あの理解しているのですけれど中信平左岸の方をということはちょっと私が聞き洩れちゃったのかと思うんですけど。

高橋部会長

それは一任しますという事になったって、経過ちょっと話さなかったのですが、皆あの事務局で南小倉へも、左岸幹線へもお願いに行ったのです。頭を下げに行ったのですけれども、先程ちょっと読みましたように、時期尚早と言いますか、そういう関係だと思うのでどうなのでしょう、私は意見聞くばかりじゃなんら関係ないと。はい、どうぞ。

田宮特別委員

いまそれぞれ出されている水利権の方々の意見を聞くというについて、先程事務局長さんに来て頂いたと、いう事でお話を聞いた。それで、その事どう受け止めるか、という問題になると思うのですよね。それで、不十分だ、不十分だ、はっきりしない駄目と言っている。こうなってくるとじゃ先程部会長さん仰っているように、じゃ次お呼びした方が確実な、ね、返事を我々納得できる返事を頂けるのかという保証はあるのかと、いうことになると思うのです、ね。えー、それで皆さん気持ちはわかるのですけども、やはりそこで限界という事がね、やっぱりあると。だからそういう点で、そういう事で住民公聴会延ばしていくべきではないのじゃないかなと。やはり現状で確認してきたことで、やはりこの事務局長さんにも今日きちんとお話を聞いたわけですから。それをどう受けとめるかはそれぞれ受けとめ方あると思うのですよ。必ずしも駄目だといいい切っているわけじゃない部分もあるのですよ。大臣の許可の問題ですからクリアされてルールをちゃんとしてやってくれば、という含みもあるのですよ。それを全て駄目、駄目とこういう認識なのかどうかね。そうなってくるとついてきた方もやはり不十分駄目、私はさいがないとこう考えますのでやはりこう現在の所で不十分さを残しながら限界というものについて住民に理解を求めるとい立場でその上でワーキングから出されている問題も含めてね、こうでてきているわけですから、あの、現状で不十分さを残しながら、そのことを住民にも理解を得ながら公聴会を開くべきだというふうに考えます。それが一点、それからもう一点です。あの、さきほどその事務局長さんのお話について今日は国交省の方は来られてないのですか。国土交通省とかそのへんで答えられるような関係の方というのは来ておられない。

高橋部会長

それは、呼ぶという話はなかったです。

田宮特別委員

ああ、そうですか。なかったです。はい、それではこれで結構です。そういう意見です。

久保田特別委員

左岸土地改良区の人達に来て頂くというのはですね、来て下さいとお願いして、えー先程部会長が返事がありましたけども、次の機会に是非意見を述べたいと言っているわけですから、これ

は呼んでもらうよりしようがないですよ、それこそ。それを来て下さいと言っておいて又この部会で来なくていいですよというわけにはいかないじゃないですか。もう一度それ読んで頂いて下さい。

高橋部会長

来るとは言ってないのです。長野県中信平左岸土地改良区としては現在のところ土地改良区としての意見が統一されていないので 12 回の黒沢部会出席は出来ませんと。意見統一され次第説明させて頂きたいと思います。だから、向こうの方の土地改良区の意見が統一されたら説明聞きます。はい、どうぞ。

宮澤(孝)特別委員

あの、土地改良区左岸の関係ですけどね、先程事務長さんが言われましたように現状では確か来られないはずですよ。といいますのは、えー改良区には、会員が 4,000 とか 6,000 いますね、この中に各堰の総代さんが 2 人から 4 人くらいいるのです。その上に理事会という組織があって、その上に理事長さんがいると。理事会で全て決定してきますから、配水の問題だとかつまり配る水の量とかね、あるいは河川改修の部分まで、全部決めてまいります。ですからそういう所へは来ないとそれは当然できないという部会長の所へ通知が来ているのは当たり前のお話であって、そういう内容です。青木委員さんの言うように、あの疑問持たれるのも当然です。

高橋部会長

丸山委員さん。丸山さんそういう状況だという事です。

丸山特別委員

確かに事情分かるのですがけれども、まあ、その部会長案が変な話ですけど一人歩きする中で非常に村の中が混乱しているのですね。いたずらに、またさらにそういう混乱するような事のないように向こうでも来てお話したいと言っているのだから、やはり、その土地改良区の意見は聞くべきじゃないかと。

高橋部会長

いや、来たいって言ってないものですから、

丸山特別委員

いや、私が聞いているのはお話しますというふうに言っていましたね。

高橋部会長

それは、村長という立場でなんでしょうか。

丸山特別委員

そうじゃなくてね、あの、話としては、そういう事があればお話ししますよという話だと聞いていたのですが。違うのですか。

高橋部会長

ですから、今私は今事務局が読んだとおりに、意見統一されてからでなければ

丸山特別委員

統一されるというのですけどね、私が聞いているのでは、その左岸土地改良区へお話がいったのは2、3日前だという話ですから、そんな意見なんか統一できっこないのですよ。今宮澤委員の言われたとおり、少なくとも理事会ぐらい開かないとね、ここへ来られないと思うのです。ですからね、やっぱりそれはあの、先程来言っているようにもう混乱を作るもとののです。ですから、出来るか出来ないかは別として、向こうでも話に来てもいいと言っているのですから、お話は是非聞いて頂きたいと。

高橋部会長

ちょっと所君、その辺どうなのだろう、交渉というかお願いに行って来てくれたのだけれど、その辺の経過話してください。

事務局（治水・利水検討室）

では、経過を時間もあれですから、手短にお話すけども。12日に中信平左岸土地改良区へこの部会への出席のご依頼に参りました。その時、南小倉の方々3名もご同席になさっておられました。まず、いろんなご報告を遅れたことに対して陳謝致しまして、今までの部会の経過それから今出ている部会の案について説明を申し上げました。報告という事で申し上げました。南小倉の方々につきましては、今初めて詳細な報告を聞いたということです。これに関しては村中でまだ何も詳細なことは話して、話合っていないということです。ですからこの場で何も申し上げるものは持ち合わせてないという事です。それから中信平左岸土地改良区にこの出席を依頼したところ、左岸土地改良区の中で、意思決定がまだなされていないと言うことで、出席は今回はご遠慮させて頂くという事で話を伺って参りました。文章も頂いて参りました。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。ちょっと時間なくなりましたので結論ちょっと急がせて頂きますけれども、いろいろご意見を頂きましたので、事務局で今日の土地改良区のご意見等も踏まえた中で皆さんのご意見も踏まえた中で、次回にそれをまとめまして、再度水利権の問題と維持流量の問題については少しまとめてみたいと思います。如何でしょうか。はい、わかりました。そういう事で公聴会の30日というのはここで延期ということで確認させて頂いていいでしょうか。おそらく物理的に出来ないと思います。どうでしょうか。よろしいですか。それで事務局です。ね。次回の部会を決めてください。調整してください。

事務局（治水・利水検討室）

今回は12月4日という事で前には決めて頂いてありますが。

高橋部会長

いつ。

事務局（治水・利水検討室）

12月4日。

高橋部会長

12月4日でもいいでしょうか。

事務局（治水・利水検討室）

だいぶ、向こうへいきますね。

高橋部会長

向こうへ行ってしまうものですから。

二木特別委員

私ね、文句言いたいのが部会が6日にあったでしょ。前の部会が。それで土地改良区へ要請するのが12日してこれどういうわけだね。連休でもあったですか。だいたい終わったらすぐ要請すべきものだと思いますが、我々の考えでは、どういうことですか12日っていうのは。

事務局（治水・利水検討室）

私どもが正式にご説明に参ったのは12日なのですが、その前から松本地方事務所の土地改良課を通じて、地元の、じゃなくて土地改良区の方へは接触をしておりました。あのいろいろな議論ありまして、私どもが行けるのが12日になってしまったということでございます。

二木特別委員

今の遅れている、遅れているって皆さんが遅らせているのだよ。

高橋部会長

その都度電話を頂いておりますけれども、いろいろ調整をしておりました。いや、申請をするまでに話をつけておいてから行ったのが12日なのです。それ前にもしょっちゅうコンタクトしていたわけです。それ、私にも。

二木特別委員

しかしそんなに難しい話じゃないでしょ。土地改良区じゃ。



高橋部会長

いや、私その辺分かりません。その話はおいて、来月またちょっと長すぎるなと思いますけれども、30日のそのあれでしょうか、土曜日だったですか。その他日程取れますかね。

事務局（治水・利水検討室）

申し上げます。以前に皆さん方のご予定を集めた所で28、29日の辺りがいいかと思えますけれども、部会長さんのご都合もありますので、28、29日辺りで如何でしょうか。

二木特別委員

28、29日ではいけないって事で30日になったのだから30日ではダメなのですか。

高橋部会長

それは公聴会。

二木特別委員

公聴会は夜だって事だったから昼間って事でどうですか。

高橋部会長

私はいいよ、30日。ただ土曜日でしょ。

二木特別委員

土曜日会場取れないだ。

高橋部会長

会場の問題は、幹事の方は土曜日でも日曜日でもしょうがないのではないですか。特別委員の皆さんに合わせていただくしかないという事だと思います。そこまで伸ばしていいかということですか。4日でよければいいですよ。4日まで伸ばしましょうか。

二木特別委員

それから、土地改良区呼ぶという事なので、また申請したら都合悪いというようなことのないように。

高橋部会長

土地改良区。土地改良区呼ぶなんて言っていません。

久保田特別委員

我々は呼んでもらいたいですよ。皆さん土地改良区と言っていますけれど、連合と左岸土地改

良区は違うのですよ。

高橋部会長

わかります。それは、意見統一が出来ないから出られませんと書いてありますから、丸山委員は向こうは出たいと言っていますが、私はそういうふうに聞いてないのです。ですから、それは、事務局にその辺をやらせませうけれども、出て頂くことには私はやぶさかではありませんので、それは向こうから手紙を貰っているのに出て来いというそんな失礼なことは部会長として出来ないのです。丸山委員はいくらそういう事言ってくれたとしても私は聞いていません。

久保田特別委員

4日までにもう一度お願いしますという事を事務局は、

高橋部会長

むこうの意見が4日までに統一したらという事です。だからそういう事であるならば事務局にやらせませうよといっているじゃないですか。はい、わかりました。じゃ4日にしますか。はい。じゃ4日ならいいですね。計画どおりで、よろしいでしょうか。非常に昼食の時間も延長になって誠に申し訳ないと思っておりますけれども、今日の部会はこれで終了させて頂きたいと思えます。本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

( 終了 13:00 )